

～お申込をされる前に～

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により、目論見書と一体としてお渡しするものです。  
この書面は、株式会社新生銀行が作成したものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。)

この目論見書補完書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### 当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部(前受金)を預金決済口座から引き落としとしてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取扱い等の業務
- ②証券仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

### 当ファンドの販売会社の概要




商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
本店所在地	〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8
加入協会	日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会
資本金	476,296,960,638円(2008年2月4日現在)
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	0120-456-860またはお取引のある本支店にご連絡ください。



### 当行取扱いの公募追加型投資信託のお申込手数料一覧



















次ページ以降をご確認ください。

## 当行取扱いの公募追加型投資信託のお申込手数料一覧

(※)約定金額とは、お申込金額からお申込手数料およびお申込手数料に対する消費税等の相当額を控除した金額(「約定日の基準価額×約定した口数」)をいいます。お申込手数料は、下記の手数料率を約定金額に乗じた金額とします。また、消費税等の相当額とは消費税および地方消費税相当額の合計金額を示し、各お申込手数料に対して5%がかかります。(「お申込金額=約定金額+お申込手数料+お申込手数料に対する消費税等の相当額」)

取扱窓口  店頭 /  電話(新生パワーコール) /  インターネット(新生パワーダイレクト)












[ 電話(新生パワーコール)、 インターネット(新生パワーダイレクト)は、パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さまのみのお取り扱いになります。]

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
大同のMMF (マネー・マネージメント・ファンド)	T&Dアセット マネジメント	累積投資 専用	なし		1万円以上 1円単位	  
225インデックス ファンド	T&Dアセット マネジメント	自動継続 投資コース	5億円未満	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
インデックス ファンド225	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
ダイワ・ バリュー株・ オープン (愛称:底力)	大和証券 投資信託 委託	分配金 再投資 コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1,000万円以上 5億円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5億円以上 10億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			10億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
フィデリティ・ 日本成長株・ ファンド	フィデリティ 投信	累積 投資コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1,000万円以上 5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
フィデリティ・ 日本配当 成長株・ファンド (分配重視型)	フィデリティ 投信	累積 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率	お申込単位	取扱窓口
クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド	クレディ・スイス投信	自動 けいぞく 投資専用	1,000万円未満 3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 5,000万円未満 2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満 1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上 5億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			5億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
アメリカン・ドリーム・ファンド	新生インベストメント・マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満 3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
ガリレオ	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	1億円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 10億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			10億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	国際投信 投資顧問	分配金 複利 けいぞく 投資コース	1億口未満 1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
			1億口以上 3億口未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			3億口以上 0.525% (税抜 0.5%)		
			お申込手数料の段階区分が「口数」であるため、当ファンドについては「約定した口数」に応じた手数料率を記載しています。		
世界のサイフ	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律 2.10% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
LM・オーストラリア 毎月分配型 ファンド	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1,000万円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 1億円未満 1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上 1.05% (税抜 1.0%)		
ニッセイ／パトナム・インカムオープン	ニッセイ アセット マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律 1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
エマージング・ソブリン・オープン (毎月決算型)	国際投信 投資顧問	自動 けいぞく 投資コース	5億円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5億円以上 1.05% (税抜 1.0%)		

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
高利回り社債オープン	野村アセットマネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
高利回り社債オープン・ 為替ヘッジ	野村アセットマネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生インベスト メント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上	1.575% (税抜 1.5%)		
JPMワールド・ CB・ オープン	JPモルガン・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
ドイツェ・ライフ・ プラン 30	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ドイツェ・ライフ・ プラン 50	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ドイツェ・ライフ・ プラン 70	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
フィデリティ・ バランス・ ファンド	フィデリティ 投信	累積投資 コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
新生・4分散 ファンド	中央三井 アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
新生・世界分散 ファンド (複利効果重視型)	新生インベスト メント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
新生・世界分散 ファンド (分配重視型)	新生インベスト メント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
世界の財産 3分法ファンド (不動産・債券・ 株式) 毎月分配型	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
新生・世界株式 ファンド (複利効果重視型)	新生インベスト メント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
新生・世界株式 ファンド (分配重視型)	新生インベスト メント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
グローバル・ ハイインカム・ ストック・ファンド	野村アセット マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
世界好配当 インフラ株 ファンド (毎月分配型)	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
JFアジア株・ アクティブ・ オープン	JPモルガン・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
JPM・BRICS5・ ファンド(愛称: ブリックス・ファイブ)	JPモルガン・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
新生・フラトン VPIC ファンド	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
HSBCチャイナ オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
HSBCインド オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
新生・UTI インドファンド	新生インベ スト メント・ マネジ メント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
新生・UTIインド インフラ関連株式 ファンド	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
HSBCブラジル オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
SGロシア 東欧株ファンド	ソシエテ ジェネ ラル アセ ット マネ ジ メント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
フィデリティ・ USリート・ ファンド A (為替ヘッジあり)	フィデリティ 投信	累積投資 コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
フィデリティ・ USリート・ ファンド B (為替ヘッジなし)	フィデリティ 投信	累積投資 コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
ラサール・ グローバルREIT ファンド (毎月分配型)	日興アセ ット マネ ジ メント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ ニュートラル・ファンド (愛称:GS ジャパン・ ニュートラル)	ゴールドマン・ サックス・ アセ ット・ マネ ジ メント	自動 けいぞく 投資 専用	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率	お申込単位	取扱窓口
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ ニュートラル・ファンド (愛称:GS US ニュートラル)	ゴールドマン・ サックス・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	5,000万円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満 1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上 1.05% (税抜 1.0%)		
MHAM物価 連動国債ファンド (愛称:未来予想)	みずほ 投信投資 顧問	分配金 再投資 コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
インベスコ 店頭・成長株 オープン	インベスコ 投信投資 顧問	自動 けいぞく 投資コース	一律 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
ドイチェ・ヨーロッパ インカムオープン	ドイチェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律 1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
MSCIインデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ ポートフォリオ	モルガン・ スタンレー・ アセット・ マネジメント 投信	分配金 再投資 コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
ダイワJ-REIT オープン	大和証券 投資信託 委託	分配金 再投資 コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
日本トレンド・セレクト ハイパー・ウェイブ	日興アセット マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
日本トレンド・セレクト リバース・トレンド・ オープン			一律 1.05% (税抜 1.0%)		
日本トレンド・セレクト 日本トレンド・ マネーポートフォリオ			日本トレンド・セレクトの他のポートフォリオからの スイッチングでのみご購入いただけます		
日本トレンド・セレクトは手数料無しで3つのポートフォリオ間のスイッチングができます(信託 財産留保額はかかる場合があります。詳しくは目論見書でご確認ください)。スイッチングに よる購入申込単位は、1円以上1円単位です。					
日本債券ベア	T&D アセット マネジメント	自動継続 投資コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	10万円以上 1円単位	

### <償還乗換優遇制度について>

償還乗換優遇制度とは、投資信託の償還金をもって、その支払を受けた販売会社で一定期間内に新たに別の投資信託をご購入いただく場合に、お申込手数料が無料となるなどの優遇制度です。当行では、お客さまが、下記の優遇対象となる償還(予定)ファンドの償還金をもって、本お申込手数料一覧記載のいずれかの投資信託(「大同のMMF」は除く。)をお申し込みされる場合に、手数料を無料とさせていただきます。\*なお、償還乗換の際に償還金の支払を受けたことを証する書類を呈示していただくことがあります。

※以下の場合には優遇制度の対象外となります。

- ・「償還するファンド」「償還金をもってお申し込みされるファンド」のいずれかまたは両方が、外国籍投資信託である場合
- ・インターネット(新生パワーダイレクト)でお申し込みされる場合

優遇対象となる償還(予定)ファンド	償還(予定)日	優遇期限
—	—	—
優遇対象とならない償還(予定)ファンド	償還(予定)日	
—	—	

Color your life





# MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)



この冊子の前半部分は投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は投資信託説明書（請求目論見書）です。

# MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

## ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。
3. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集にあたり、委託会社は金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号の規定による投資信託説明書（請求目論見書）を作成しており、投資家からのご請求によりお渡しいたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、請求されたことをご自身で記録しておいてください。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

下記の事項は、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ (以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。  
お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

## 記

### ファンドに係るリスクについて

ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としますので組入株式の価格の下落や、発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式の価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「解約による資金流出に伴うリスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

### ファンドに係る手数料等について

#### ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

#### ご換金(解約)手数料

ご換金(解約)手数料はありません。

#### 信託報酬

純資産総額に年0.945%(税抜年0.90%)の率を乗じて得た額とします。

#### 信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

#### その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用
- ・投資信託説明書(目論見書)、運用報告書等の作成、印刷等に係る費用
- ・信託事務の諸費用

上記のその他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等および税金」をご覧ください。

## 交付目論見書の目次

<b>ファンドの概要</b>	<b>ファンドの基本情報</b> ..... 1 ファンドの仕組み ..... 3 その他のファンド情報 ..... 5
<b>運用の内容</b>	<b>ファンドの性格および特色</b> ..... 6 ファンドの目的および基本的性格 ..... 6 ファンドの投資対象 ..... 7 投資態度 ..... 8 <b>運用体制</b> ..... 11 <b>投資制限</b> ..... 14 <b>分配方針</b> ..... 15 <b>投資リスク</b> ..... 16 ファンドのリスク ..... 16 投資リスクに関する管理体制 ..... 17
<b>ご投資の手引き</b>	<b>お申込(ご購入・ご換金)手続き(概要)</b> ..... 18 <b>手数料等および税金</b> ..... 21 その他の費用 ..... 23 課税上のお取扱い ..... 23 <b>管理および運営(概要)</b> ..... 26
<b>その他</b>	<b>その他の情報</b> ..... 29 委託会社等の概況 ..... 29 内国投資信託受益証券事務の概要 ..... 29 ファンドの詳細情報について ..... 30
<b>【運用の状況】</b>	<b>運用状況</b> <b>財務情報(ハイライト)</b>
<b>【投資信託約款】</b>	<b>約款</b>
<b>【用語解説】</b>	<b>用語解説</b>

## ファンドの基本情報

ファンドの名称	MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）
商品分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）
主な投資対象および ファンドの目的	主として、日本を除く世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。 *詳細については、後述の「ファンドの性格および特色」をご参照ください。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス
運用方針	後述の「ファンドの性格および特色」、「投資態度」、「約款」をご参照ください。
運用実績	後述の「運用状況」をご参照ください。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 *詳細については、後述の「投資制限」、「約款」をご参照ください。
ファンドの リスク	ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動もあります。）に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。 *詳細については、後述の「投資リスク」をご参照ください。
信託設定日	平成9年11月20日
信託期間	原則として無期限
決算日	原則として毎年11月19日の年1回決算（ただし休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として毎決算時に分配を行います。 ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 *詳細については、後述の「分配方針」をご参照ください。
収益分配金のお 支払い / 再投資	）分配金支払いコース：原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 ）分配金再投資コース：課税後に決算日の基準価額で無手数料で再投資されます。
お申込取扱場所	販売会社の本・支店、営業所等
お申込期間	平成20年2月20日から平成21年2月19日まで *お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

お 申 込 時 間	ご購入／ご換金共通：原則として午後3時（年末年始など日本の金融商品取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日を除きます。
ご 購 入 単 位	最低申込単位を ) 分配金支払いコース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 ) 分配金再投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 として、各販売会社が個別に定める単位とします。 販売会社によっては ) または ) どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご 購 入 価 額	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご 購 入 手 数 料	ご購入金額または代金に応じて、ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。 詳細については、後述の「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」をご参照ください。 償還乗換え等によりファンドを購入される場合、販売会社によっては無手数料等でお取扱いします。詳しくは後述の「手数料等および税金」をご参照ください。 MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによりファンドをご購入される場合、無手数料となります。ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれます。
ご 購 入 代 金 の ご 入 金 日	ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。（なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。）
ご 換 金 単 位	各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご 換 金 価 額	ご換金には「解約請求」または「買取請求」があります。解約（買取）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ご 換 金 代 金 の お 支 払 日	原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
信 託 報 酬	純資産総額に年0.945%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。
課 税 上 の お 取 扱 い	後述の「手数料等および税金」をご参照ください。

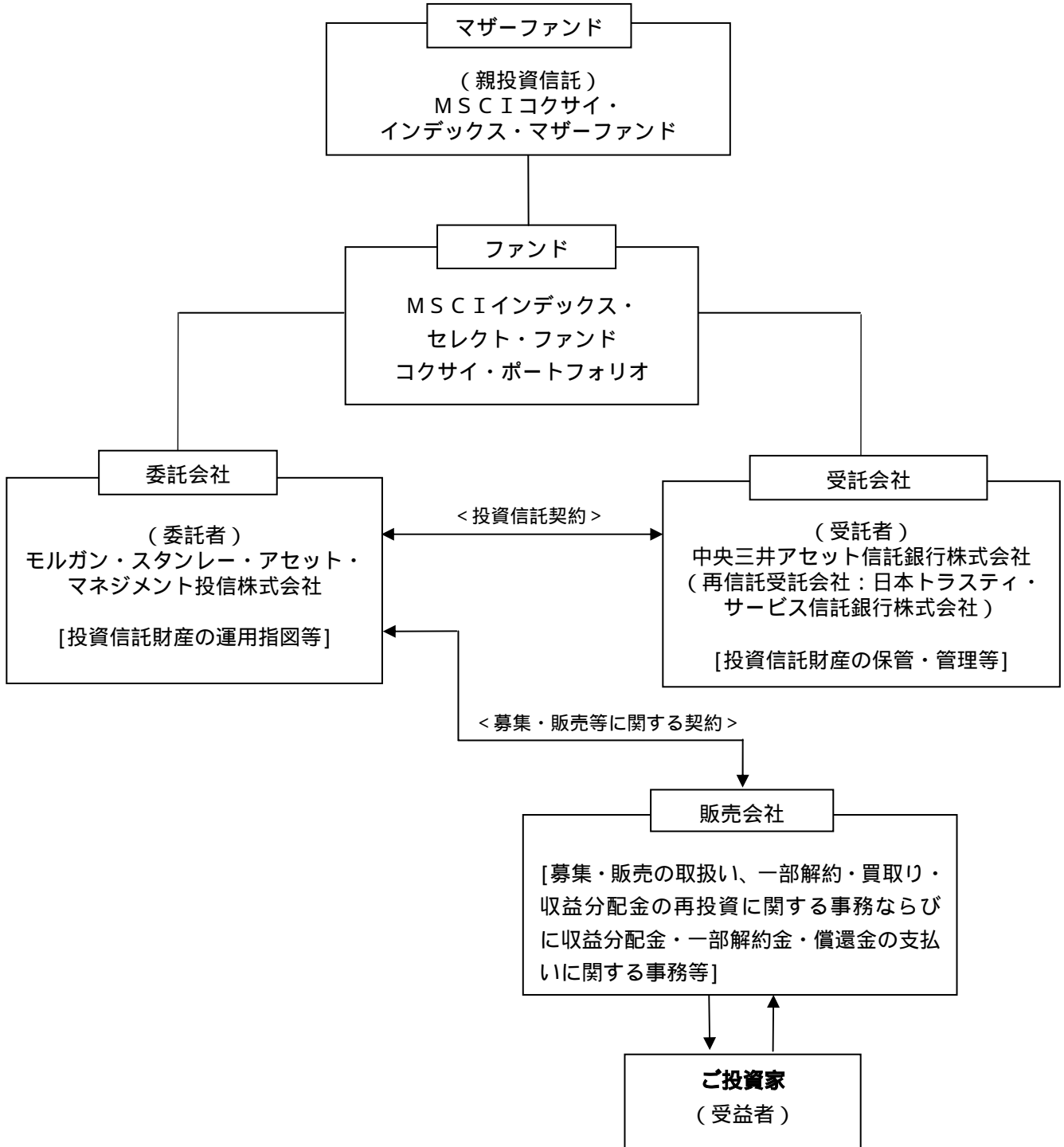
ご投資家のみなさまにおかれましては、投資信託説明書（目論見書）をよくお読みいただき、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

当投資信託説明書（交付目論見書）で使用されております専門的な用語につきましては、巻末に「用語解説」を添付しておりますので併せてご参照ください。



**ファンドの仕組み**

**1** ファンドの仕組みの概要



## 2 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社および販売会社をいいます。）の名称および運営上の役割ならびに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要は次のとおりです。

委託会社：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

- ・ 投資信託財産の運用指図
- ・ 投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成 等

受託会社：中央三井アセット信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、委託会社との間の投資信託契約に基づき、以下の業務を行います。

- ・ 投資信託財産の保管・管理
- ・ 保管業務を行う外国の金融機関への指図・連絡等

（信託事務の一部を再信託する場合があります。）

なお、受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

販売会社：販売会社については、後記「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」「お申込取扱場所と時間」をご参照ください。

販売会社は、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集の取扱い等に関する契約ならびに証券投資信託受益権の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約に基づき、以下の業務を行います。

- ・ 募集・販売の取扱い
- ・ 一部解約・買取り・収益分配金の再投資\*に関する事務
- ・ 収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務 等

\* 「分配金支払いコース」のみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行いません。

**その他のファンド情報**

(1) 内国投資信託 受益証券の形態等	追加型証券投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）ファンドの受益権は、「社債等の振替に関する法律」（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、下記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
(2) 発行価額の総額	5,000億円を上限とします。信託金の限度額については約款第3条をご参照ください。
(3) 日本以外の地域における発行	ありません。
(4) 有価証券届出書提出日	平成20年2月19日
(5) 振替機関に関する事項	株式会社 証券保管振替機構
(6) 振替受益権について	<p>ファンドの受益権は、上記「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。</p> <p>ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。</p> <p>(参考)</p> <p>投資信託振替制度とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。</li> <li>・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。</li> <li>・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。</li> <li>・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。</li> <li>・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。</li> </ul>

## ファンドの性格および特色

### ファンドの目的および基本的性格

- 1 主として、日本を除く世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を通じて投資を行い\*、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。  
\*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。
- 2 グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。  
\*ただし、基準価額の動きがインデックスと完全に一致するものではありません。
- 3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ファンドおよびインデックスは円ベースです。
- 4 ファンドは、追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）\*です。  
\*「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類される投資信託です。

### 【MSCIインデックス（指数）について】

MSCI社（MSCI Inc.）が算出する、世界的な株価指数の名称です。

MSCIインデックスには、先進国やエマージング国、各地域別、各国別、産業別、業種別など、様々な指数があります。

MSCIインデックスは、パフォーマンス評価のベンチマークとして、世界の機関投資家に広く利用されています。

MSCI社は、1969年から長年にわたり豊富なりサーチ・データベースをもとに各種データを提供しており、その対象は現在約50カ国になります。（平成19年12月末現在、出所：MSCI社）

MSCIインデックスは、MSCI社の知的財産であり、MSCIはMSCI社のサービスマークです。

MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI社に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられています。また、これらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI社は何ら保証するものではありません。

MSCIインデックスの構成国や構成銘柄等は適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は変更されることがあります。

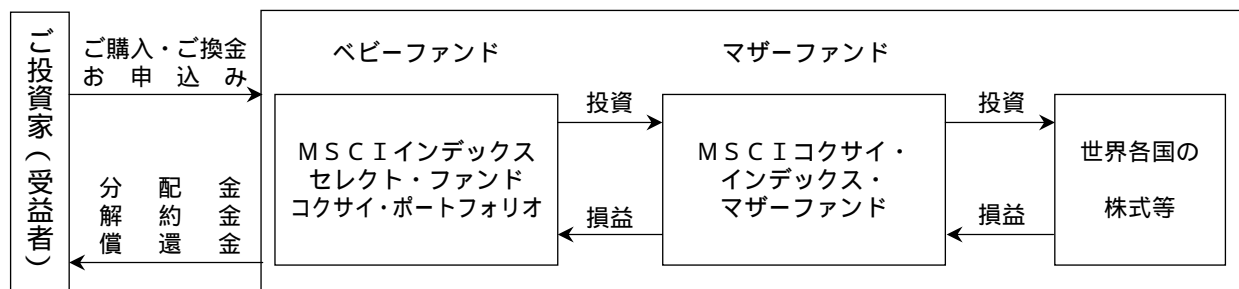
## ファンドの投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、親投資信託である「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要な投資対象とします。

### 【ファミリーファンド方式について】

「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ）とし、その資金をマザーファンド（MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド）に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



なお、マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針については、約款をご参照ください。

\*平成20年2月19日現在、マザーファンドは当ファンドの他、複数のファンド（ベビーファンド）とで共有されています。今後も「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

### マザーファンドの主要投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を主要投資対象とします。

投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**投資態度**

1

日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

2

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

実質外貨建資産とは、ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

3

MSCIコクサイ・インデックス\*1をベンチマーク\*2とします。

\*1 MSCIコクサイ・インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22カ国（平成19年12月末現在）を構成国として、MSCI社（MSCI Inc.）が開発した株価指数です。MSCIコクサイ・インデックスの構成国（平成19年12月末現在）は、以下の22カ国です。

「アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港」

ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変更されることがあります。

\*2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことで、ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、ベンチマークに連動した投資成果を目指しますが、それを保証するものではありません。また、世界の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

4

運用プロセスは、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階で行います。

【運用プロセス】

**第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程**

国、銘柄毎のインデックス組入比率等を分析し、その後各国インデックス構成銘柄の平均売買高、売買スプレッド等の流動性を分析します。次に、ファンドの運用金額および流動性分析結果を勘案し、モルガン・スタンレー・グループ開発リスク管理およびポートフォリオ構築システムにより、トラッキング・エラー（ベンチマークと収益率との乖離）の最小化を図りつつ各国インデックスに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。地域別、国別および業種別配分は、インデックスの地域別/国別構成比率および業種別構成比率に基づきます。

**第2段階 (a) 構築したポートフォリオを管理する過程**

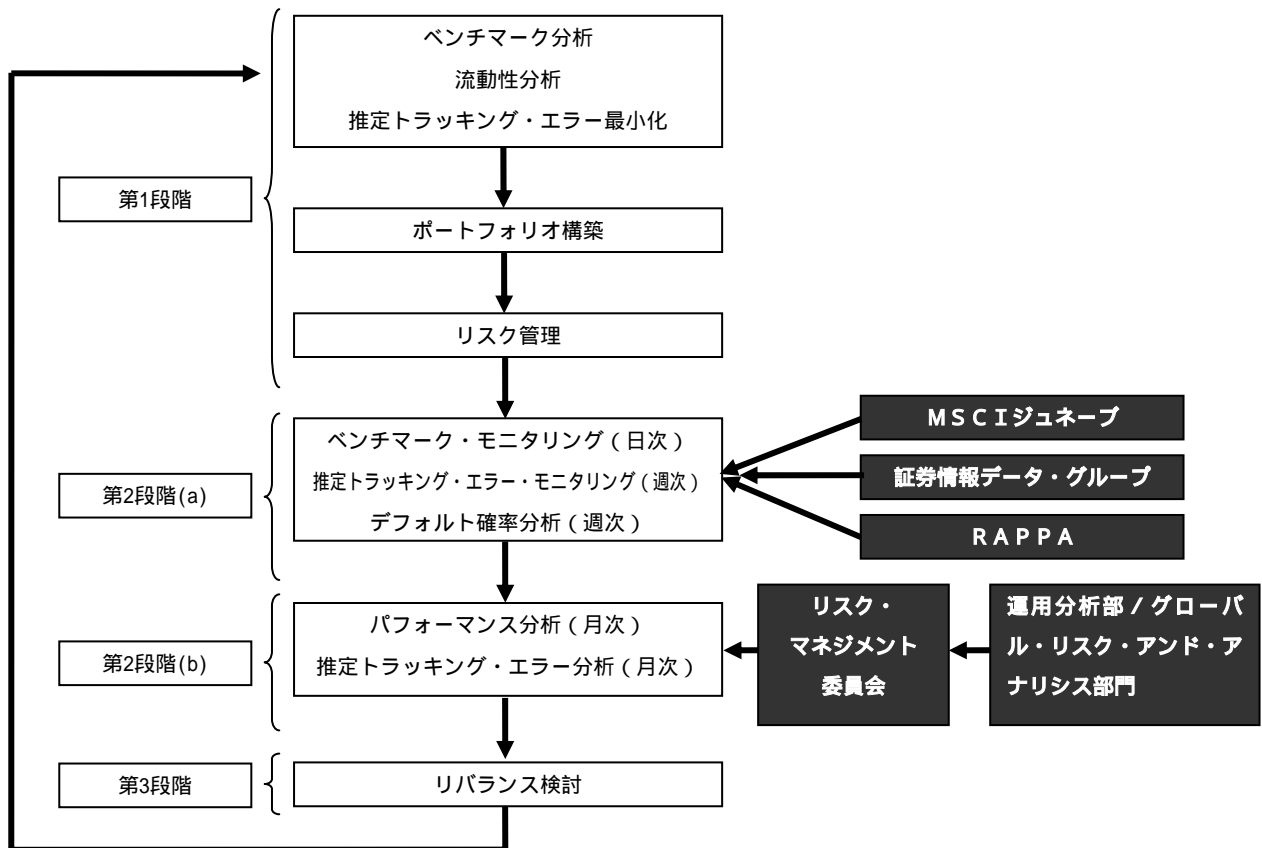
MSCIよりインデックス構成銘柄変更に関するデータを電子メールで、さらにモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーの監視を行います。また、個別銘柄分析リサーチ・データベース（RAPPA）等を活用し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。

**第2段階 (b) 構築したポートフォリオを管理する過程**

運用分析部が、毎月パフォーマンスの計測および要因分析を行います。これらの分析データを、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ全体のポートフォリオ・リスク・モニタリング組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門に報告します。同部門は、これを基に運用状況を確認し、運用状況に懸念があると判断した場合には、社内のリスク・マネジメント委員会に詳細な調査を要請します。リスク・マネジメント委員会は、必要に応じて運用部に対応策を要請します。

**第3段階 リバランスを実施する過程**

原則として、MSCIが行う定期的なインデックス構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。  
 週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合  
 コーポレート・アクション、浮動株式調整等によりインデックス構成銘柄等が変更となった場合



有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引

---

と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## 運用体制

## 1 運用体制の特徴

ファンドの運用にあたっては、パッシブ運用を担当する第三運用部が担当します。MSCI構成銘柄に関するリサーチは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループのグローバルな拠点網を活用して行います。

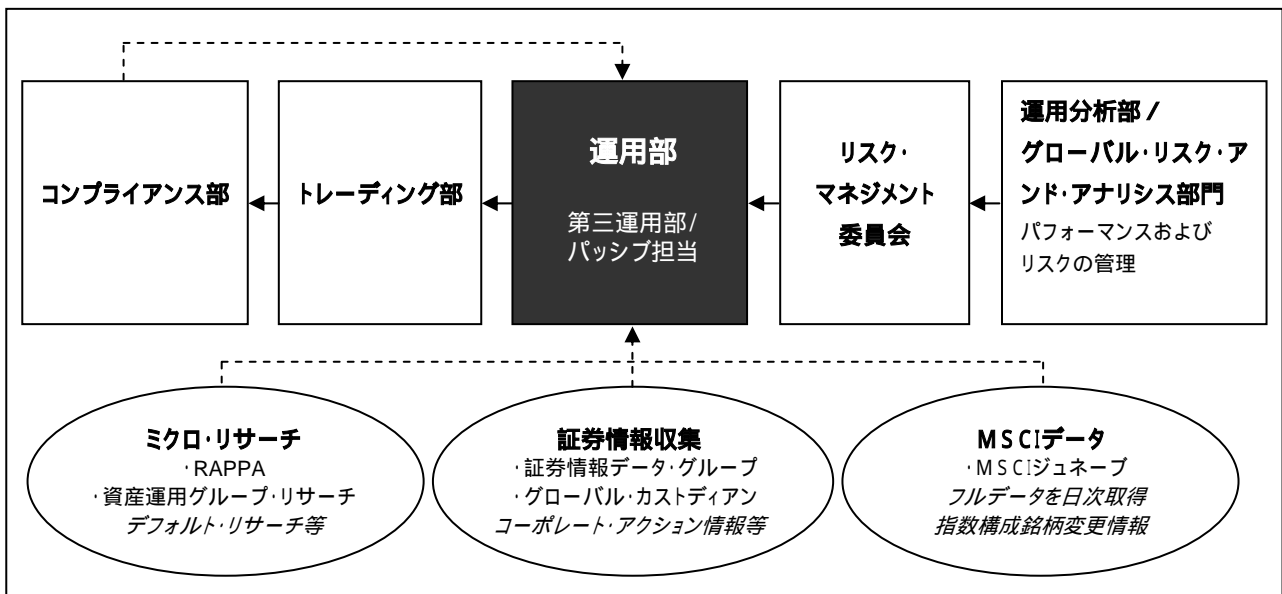
## マイクロ・リサーチ

調査に当たっては独自開発のRAPPA (Research and Portfolio Performance Analysis) を活用します。RAPPAは、世界の各拠点に在籍するリサーチ担当者が作成したレポートや社外のリサーチ・レポートをモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの運用プロフェッショナルで共有することを目的に開発された社内情報共有システムです。

## 証券情報収集

- ・日次でMSCIからインデックス構成銘柄変更に関するデータを取得します。
- ・日次でモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクション情報を取得します。
- ・各証券保管銀行から保有銘柄に関するコーポレート・アクション情報を収集します。

上記体制で入手した情報を基に、モルガン・スタンレー・グループ独自開発のリスク管理・ポートフォリオ構築システムおよび外部リスク管理モデルを利用し、ポートフォリオを構築管理します。



## トレーディング

実際の売買発注業務は、運用部門から独立した組織体であるトレーディング部が担当します。同部では、ファンドの投資基準を忠実に遵守し、最良執行を徹底します。

ファンドの運用体制等は、平成19年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は、「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等についても、「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者服務規程」に定めています。当服務規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。

また、委託会社は、ファンド運用に関する基本的な事項について、ファンド運用の適正化を目的に「投資信託運用規程」を定めています。当規程では、ファンドの運用に関する基本的な事項のうち、関係法令・諸規則等における規定および委託会社固有のルールを投資対象資産ごとに記載しています。運用者は当規程を遵守し、受益者のために忠実に運用の指図を行うことが求められています。

上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

## 3 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社では、運用部門から独立した下記の組織部門等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、当組織部門等には合計で15名程度の人員が配置されております。

### コンプライアンス部

コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

### 内部監査部

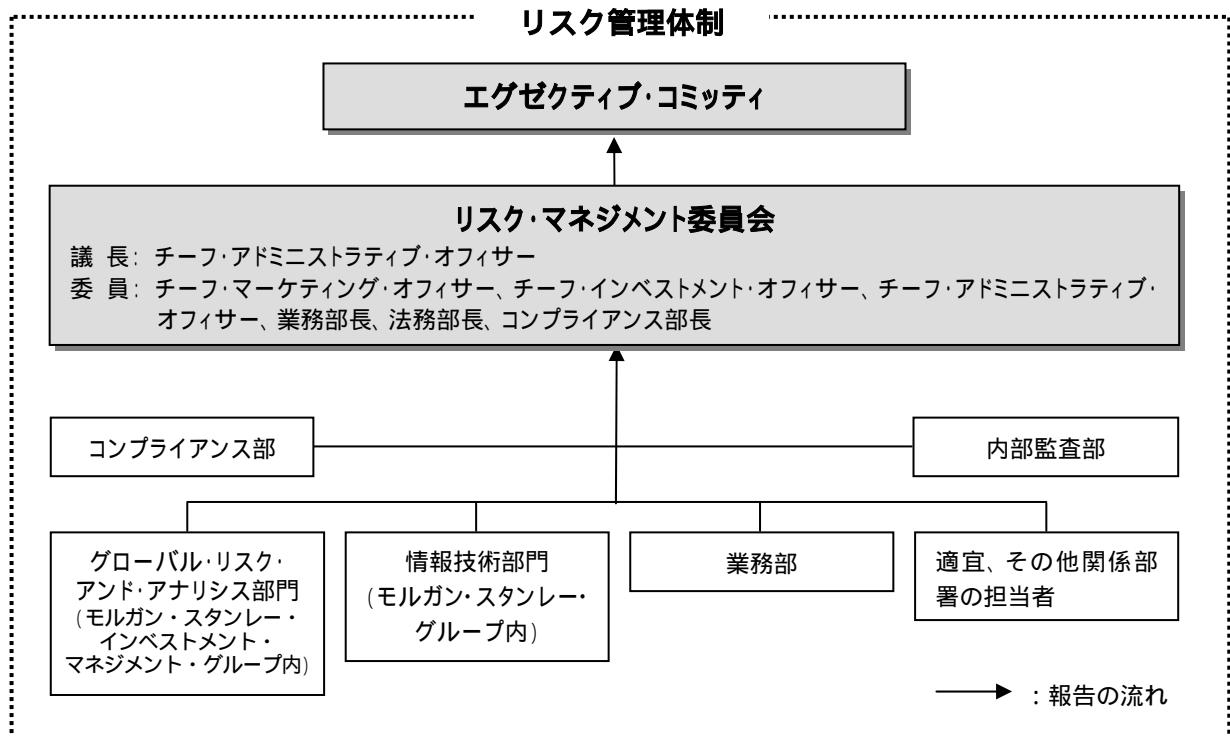
内部監査部は、委託会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて12 - 60ヶ月の頻度で内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を四半期毎に実施し、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

### リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプ

ライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はチーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、業務部長、法務部長およびコンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では、報告内容を審議し、関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお、同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



リスク・マネジメント委員会は平成19年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 委託会社による関係法人等の管理体制

委託会社では、ファンドに係る関係法人等に対して、下記の管理体制を敷いています。

##### **受託会社に対する管理体制**

委託会社では、投資信託財産の保全と事務リスク管理を目的として、下記の受託会社選定基準を設けています。

- 基準価額・純資産総額の算出能力およびその正確性
- 設定・解約代金の送金処理および資金繰り管理能力
- 証券決済・外国為替決済・証券の権利処理等の執行力

また、委託会社では、ファンド設定後においても、受託会社の事務処理能力に関する評価や、他の受託会社との比較分析を継続的に実施しています。さらに、受託会社より定期的に資産管理業務に関する「内部統制の整備及び運用状況の報告書」を受領し、受託会社の内部統制に関する状況把握に努めています。

**投資制限**

**株式への実質投資割合\*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 )**

**外貨建資産への実質投資割合\*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 )**

\*実質投資割合とは、ファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額(ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額がファンドの投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

委託会社は、上記の約款による投資制限の他、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図等の業務を遂行します。

詳しくは約款をご覧ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本の国際収支上の理由等により、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等\*の運用指図は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

\*上記の「有価証券先物取引等」とは、金融商品取引法に定めるデリバティブ取引のうち、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、金利に係る先物取引等の取引をいいます。ファンドにおけるこれら取引の種類及び範囲についての詳細は、約款をご覧ください。

マザーファンドは、ファンド同様の投資信託及び投資法人に関する法律による投資制限に従います。

詳しくはマザーファンド約款をご覧ください。

## 分配方針

### 1 ファンドの決算日

原則として毎年11月19日。  
(ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日となります。)

### 2 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等\*の全額とします。  
分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。)  
収益の分配に充てなかった利益については、約款「運用の基本方針」に基づいて運用を行います。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。  
売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

### 3 収益分配金のお支払い

#### 【分配金支払いコース】

毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から収益分配金をお支払いします。(原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。)収益分配金は販売会社にてお受取りいただけます。

#### 【分配金再投資コース】

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、積立投資契約に基づいて、決算日の基準価額により、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## 投資リスク

### ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額<sup>\*1</sup>は変動し、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

\*1 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の純資産総額を計算日<sup>\*2</sup>における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

\*2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。ただし、以下の記述はすべてのリスクを網羅したものではありません。

#### ◆ 株式の価格変動リスク

国内および国際的な景気、経済、社会情勢等の変化の影響を受け、また、業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、株式の価格が下落することがあります。このような場合、ファンドは、価格変動リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

#### ◆ 信用リスク

発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、株式の価格が下落することがあります。このような場合、ファンドは、信用リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

#### ◆ 為替変動リスク

為替相場は、国内外の経済要因や金利差により変動します。円安方向への為替変動は基準価額の上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は基準価額の下落要因のひとつとなります。ファンドは、為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

#### ◆ カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。ファンドは、こうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資をするため、元本を割り込むことがあります。

#### ◆ 解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

**<その他の留意点>**

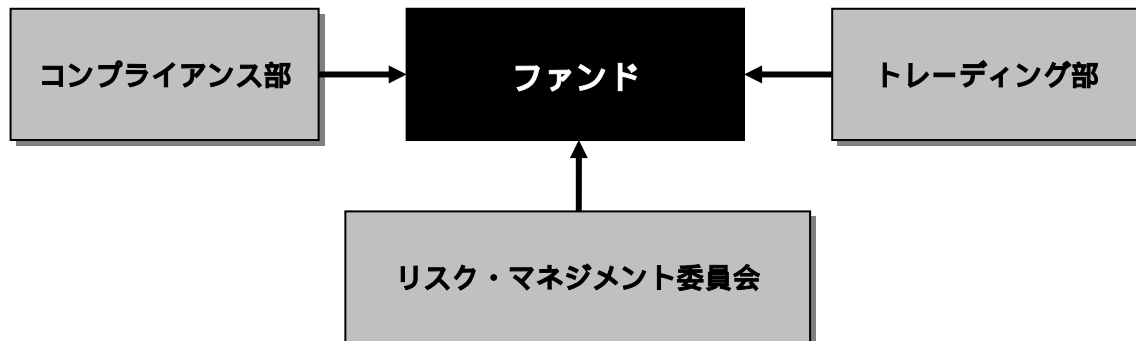
## ◆ 対象とする株価指数との乖離

ファンドは、MSCIコクサイ・インデックスと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額とMSCIコクサイ・インデックスは乖離する場合があります。乖離を引き起こす主な要因は、株式を売買する際の売買コスト、信託報酬等の費用の負担等があります。

資金動向、市況動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

**投資リスクに関する管理体制**

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクを、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。



## ◆ 売買執行体制

売買執行は、運用部門から組織的に独立したトレーディング部が行い、利益相反等の未然防止を徹底します。また、売買発注者は、最良執行遂行の観点から、発注先の情報処理能力、売買執行能力、事務処理能力、システム対応能力、信用力等を考慮し、総合的に判断して注文発注先を選別します。

## ◆ コンプライアンス体制

コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

## ◆ リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。

**お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）****お申込取扱場所と時間****1 お申込取扱場所**

お申込取扱場所（販売会社）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

**モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社**  
〔電話番号〕 03-5424-5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

**2 お申込時間**

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受付けは、原則として午後3時（年末年始など日本の金融商品取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。

なお、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みの受付けはできません。

**ご購入のお取扱い****1 ご購入単位**

最低申込単位を

分配金支払いコース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
分配金再投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口の整数倍をもってご購入のお申込みに応じることができ、その販売価額はファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

**2 ご購入価額**

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。



### 3 ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、ご購入金額または代金に応じて販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社へお問い合わせください。

MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれますのでご注意ください。）

### 4 ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払いください。

#### <ご購入に際しての留意点>

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合は、追加設定を制限する措置を取ることができます。その場合には、委託会社が指定する販売会社は、ファンドのご購入のお申込みの受付の中止、既に受付けたファンドのご購入のお申込みの取消しまたはその両方を行うものとし、

## ご換金のお取扱い

ご換金は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。  
ご換金に伴うお手数料は不要です。

### 1 ご換金単位

各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### 2 ご換金価額

#### 【解約請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日（一部解約の実行の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を解約価額とします。

受益者のお手取り額は以下のとおりとなります。

個人の受益者の場合

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の10%。）を差し引いた額。

総合課税と申告不要制度の選択が可能となりました。従って、原則として確定申告は不要です。なお、解約差損については、確定申告により株式等の売買益と損益通算することができます。

#### 法人の受益者の場合

解約価額から所得税（解約価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の7%。）を差し引いた額。

解約価額は、毎営業日計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへの問い合わせが可能です。

#### モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

#### 【買取請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日（買取の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を買取価額とし、受益者のお手取り額となります。

買取価額がご購入代金（ご購入金額にご購入手数料および消費税等を加算した金額）を上回った場合の買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

\*「個別元本」とは、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する額は含まれません。）をいいます。詳しくは、後述の「手数料等および税金 課税上のお取り扱い」をご参照ください。

上記税率は平成20年2月19日現在のものであり、税法等が改正された場合は変更になることがあります。

### 3

#### ご換金代金のお支払日

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

#### <ご換金に際しての留意点>

委託会社（一部解約の場合）および販売会社（買取りの場合は委託会社との協議に基づいて）は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、ご換金請求の受け付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者があるご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込受付日とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 大口解約の制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

## 手数料等および税金

## ご購入時にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金
ご購入手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額*

\* 各販売会社により異なります。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。（詳しくは、前述の「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」をご参照ください。）  
償還乗換え等によりお申込みの場合には、無手数料等となります。詳しくは後述の「償還乗換え等について」をご参照ください。

## 保有期間中にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金									
信託報酬*1	ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.945%（税抜0.90%）を乗じて得た額 その配分については以下のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">配分比率（年率）</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.105%（税抜0.10%）</td> </tr> </tbody> </table>	配分比率（年率）			委託会社	販売会社	受託会社	0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）
配分比率（年率）										
委託会社	販売会社	受託会社								
0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）								
所得税および地方税	個人の受益者の場合 普通分配金*2額に対し 10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 普通分配金*2額に対し 7%（所得税）									
その他費用	後述の「その他の費用」をご参照									

\*1 信託報酬については、後述の「信託報酬について」をご参照ください。

\*2 普通分配金については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

## ご換金時にご負担いただく税金

項目	費用・税金
< 解約請求の場合 > 所得税および地方税	個人の受益者の場合 解約価額の個別元本*超過額に対し 10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 解約価額の個別元本*超過額に対し 7%（所得税）
< 買取請求の場合 >	買取差益は譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。

\* 個別元本については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

## 償還時にご負担いただく税金

項目	費用・税金	
所得税および地方税	個人の受益者の場合	
	償還時の個別元本超過額に対し	10% (所得税および地方税)
	法人の受益者の場合	
	償還時の個別元本超過額に対し	7% (所得税)

上記税率は平成20年2月19日現在のものであり、税法等が改正された場合は変更になることがあります。

上記の手数料等の合計額は保有期間等に応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

## &lt; 償還乗換え等について &gt;

償還乗換え<sup>\*1</sup>によりファンドをご購入する場合には、販売会社によってはご購入申込口数のうち当該償還金額(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額)の範囲内でご購入する口数については無手数料とし、当該ご購入申込口数のうち、当該償還金額を超える金額に対応する口数については、当該ご購入申込口数に対する手数料率を適用します。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

換金乗換え<sup>\*2</sup>によりファンドのご購入のお申込みをされる場合には、販売会社が別途定める手数料率を適用する場合があります。

- \*1 「償還乗換え」とは、ご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内における買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドのご購入のお申込みを行う場合をいいます。
- \*2 「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドのご購入のお申込みを行っていただく場合をいいます。

お取扱いについては各販売会社にお問い合わせください。

## &lt; 信託報酬について &gt;

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

## その他の費用

**1** 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券を売買する際に生じる取引費用、外貨建資産の保管費用（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

**2** 諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産に係る監査報酬  
 法律顧問に対する報酬  
 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用  
 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用  
 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用  
 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用  
 投資信託振替制度に係る費用および手数料

**3** 委託会社は前記 **2** に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。

この場合委託会社は、かかる諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して固定料率を変更できるものとします。したがって、これらの諸費用の金額、上限額、計算方法等をあらかじめ具体的に記載することはできません。

かかる諸費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産中から、委託会社に支払われます。

## 課税上のお取扱い

**1** 日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のようなお取扱いとなります。

**A** 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回ご購入された場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドをご購入された場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースでご購入された場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後述の「**C** 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

- B** 一部解約時および償還時の課税について  
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

- C** 収益分配金の課税について  
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、当該収益分配金のうちその下回る部分に相当する額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

- D** 個人、法人別の課税のお取扱いについて  
<個人の受益者に対する課税>

	課税対象額		税率等
収益分配金	普通分配金 <sup>*1</sup>	配当所得	源泉課税 10% (所得税7% 地方税3%)
一部解約金	解約価額 <sup>*2</sup> の個別元本超過額		
償還金	償還価額の個別元本超過額		
買取代金	買取差益	譲渡所得	申告分離課税 10% (所得税7% 地方税3%)

\*1 普通分配金については、上記の**C**「収益分配金の課税について」をご参照ください。

\*2 解約価額は、一部解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額です。

配当所得は、上場株式等の配当金と同様に、総合課税と申告不要制度の選択制となります。従って、原則として確定申告は不要ですが、確定申告をすることにより配当控除の適用を受けることができます。（ただし、当ファンドには適用されません。）

一部解約時または償還時に差損が発生した場合は、みなし譲渡損として確定申告により株式等の譲渡益と損益通算することができます。また、買取請求により発生した譲渡益は、株式等の譲渡益と同様に申告分離課税が適用され、その譲渡損益は株式等の譲渡損益と損益通算することができます。

なお、損益通算の結果、その年に控除し切れなかった損失は、解約・償還損および買取差損とも翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

## &lt; 法人の受益者に対する課税 &gt;

	所得税法上の課税対象額	税率等
収益分配金	普通分配金	源泉徴収 7% ( 所得税7% )
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	
買取代金	買取差益	法人課税

法人の益金不算入制度は当ファンドに適用されません。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

2

**投資信託財産が支払う税金**

投資信託財産の取引により外国で発生する税金は、ファンドが負担します。

税法等が改正された場合は変更になることがあります。

**管理および運営（概要）****資産管理等の概要****1 資産の評価**

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格として社団法人投資信託協会規則で定めるものにより評価します。

マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

**2 保 管**

該当事項はありません。

**3 信託期間**

ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

ただし、下記「**5** その他 **B** 償還条件（信託の終了）」に記載した事由により信託は終了します。

**4 計算期間**

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

**5 その他****A** 運用報告書

委託会社は、各計算期間の末日および償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

詳しくは約款をご覧ください。



**B** 償還条件（信託の終了）

委託会社は次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合

ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときやむを得ない事情が発生したとき

この場合において、委託会社はあらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

この投資信託契約の解約に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べるすることができます。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託契約の解約を行いません。委託会社は、投資信託契約の解約を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、次のいずれかの場合には、上記の異議の申立ての規定を適用せず、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合  
監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じ、異議申し立ての結果、投資信託約款の変更が成立した場合を除きます。）

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または、委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

**C** 投資信託約款の変更

委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意の上、ファンドの投資信託約款を変更することができ、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告は行いません。

この投資信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べるすることができます。

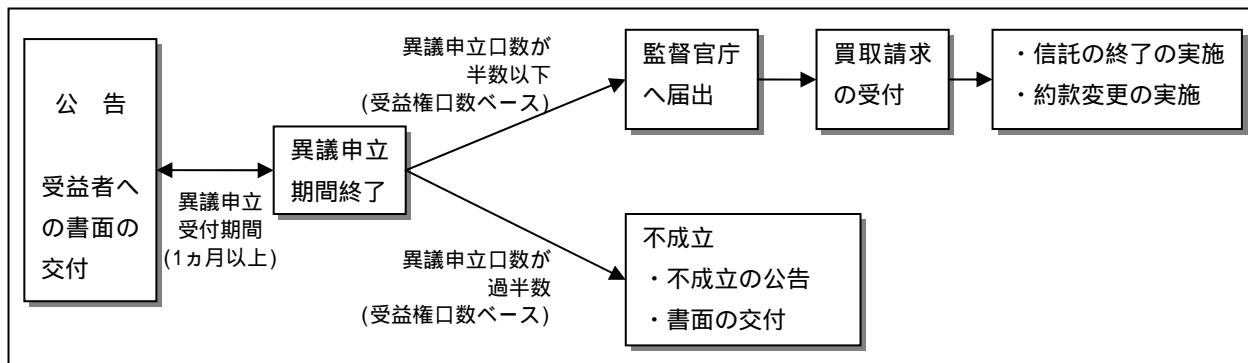
一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託約款の変更を行いません。委託会社は、投資信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとする

詳しくは約款をご覧ください。

ときは、上記の規定に従います。

【信託の終了、投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ】



D 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

詳しくは約款をご覧ください。

## その他の情報

### 委託会社等の概況

#### 1 委託会社の概況（平成19年12月末現在）

名 称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社  
本店所在の場所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
代表者の役職氏名：代表取締役社長 ビクター・チャング  
資本金の額：9億9,000万円  
会社の沿革  
昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立  
昭和62年3月31日 投資顧問業登録  
昭和62年9月9日 投資一任業務認可  
平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式  
社に商号変更  
平成7年9月14日 投資信託委託業の免許取得

#### 2 大株主の状況（平成19年12月末現在）

名 称：モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社  
住 所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
保有株数：4,502株  
比 率：100%

### 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿  
受益者名簿は作成しません。
- (3) 受益者に対する特典  
受益者に対する特典はありません。
- (4) 受益権の譲渡制限の内容  
受益権の譲渡制限はありません。  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

## (5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**ファンドの詳細情報について**

下記の詳細情報については投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。なお、投資信託説明書（請求目論見書）については、ご投資家からのご請求によりお渡ししております。

**【ファンドの詳細情報】**

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
  - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

【運用状況】

(1) 【投資状況】

<コクサイ・ポートフォリオ>

(平成19年12月28日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
M S C Iコクサイ・インデックス・マザーファンド親投資信託受益証券	日本	5,673,774	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		58,072	1.01
合計(純資産総額)		5,731,847	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 親投資信託受益証券の評価方法は、請求目論見書「第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表 (3)注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(注4) 外貨建資産は、平成19年12月28日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

なお、平成19年12月28日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=114.15円、1スイスフラン=100.14円、1デンマーククローネ=22.36円、1ユーロ=166.66円です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<コクサイ・ポートフォリオ>(全銘柄)

(平成19年12月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	M S C Iコクサイ・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券		3,759,209,466	1.4461	5,436,219,414	1.5093	5,673,774,847	98.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

<コクサイ・ポートフォリオ>

(平成19年12月28日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

(1)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の運用状況

ファンドは「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成19年12月28日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	89,788,556	50.70
	イギリス	20,778,812	11.73
	フランス	10,078,140	5.69
	ドイツ	8,730,345	4.93
	カナダ	7,892,088	4.46
	スイス	6,249,869	3.53
	オーストラリア	5,523,606	3.12
	スペイン	4,073,456	2.30
	イタリア	3,678,160	2.08
	オランダ	2,652,534	1.50
	香港	2,227,719	1.26
	スウェーデン	2,159,722	1.22
	フィンランド	1,740,142	0.98
	ベルギー	1,149,969	0.65
	シンガポール	1,040,202	0.59
	ノルウェー	996,087	0.56
	デンマーク	861,925	0.49
	ギリシャ	714,181	0.40
	アイルランド	581,947	0.33
	オーストリア	537,314	0.30
ポルトガル	339,177	0.19	
ニュージーランド	131,678	0.07	
	小計	171,925,641	97.09
投資証券	アメリカ	1,228,827	0.69
	オーストラリア	525,745	0.30
	イギリス	270,474	0.15
	シンガポール	39,954	0.02
	香港	31,075	0.02
	フランス	19,719	0.01
	カナダ	14,566	0.01
	ニュージーランド	4,655	0.00
		小計	2,135,018
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,020,091	1.71
合計(純資産総額)		177,080,751	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 株式及び投資証券の評価方法は請求目論見書「ファンドの経理状況 1 財務諸表 参考情報 (2) 注記表 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(注4) 外貨建資産は、平成19年12月28日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。  
 なお、平成19年12月28日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=114.15円、1カナダドル=116.35円、1豪ドル=100.18円、1英ポンド=227.90円、1スイスフラン=100.14円、1香港ドル=14.63円、1シンガポールドル=78.81円、1ニュージーランドドル=88.20円、1スウェーデンクローナ=17.60円、1ノルウェークローネ=20.89円、1デンマーククローネ=22.36円、1ユーロ=166.66円です。

(注5) 投資信託財産について、外国為替予約を行ないました。

なお、平成19年12月28日現在における外国為替の予約にかかる未決済残高は、5千ノルウェークローネです。

(注6) 株式の「国・地域」の分類については、当該株式の発行企業の法人化された国および当該株式の主要取引市場を参考に分類しております。

(2) 「MSC Iコクサイ・インデックス・マザーファンド」の投資資産  
 投資有価証券の主要銘柄 (上位30銘柄)

(平成19年12月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	EXXON MOBIL CORPOTATION	アメリカ	株式	エネルギー	327,051	9,717.59	3,178,150,039	10,692.43	3,496,970,087	1.97
2	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	604,208	4,410.76	2,665,019,490	4,245.23	2,565,007,063	1.45
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	497,544	3,891.98	1,936,434,438	4,105.97	2,042,903,474	1.15
4	AT & T INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	359,640	4,515.05	1,623,795,146	4,796.58	1,725,043,110	0.97
5	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	1,124,106	1,337.96	1,504,010,475	1,416.39	1,592,182,052	0.90
6	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	183,746	8,354.73	1,535,149,610	8,434.54	1,549,813,629	0.88
7	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	3,126,458	435.73	1,362,315,284	431.87	1,350,224,979	0.76
8	CHEVRON CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	125,720	9,817.55	1,234,262,572	10,701.56	1,345,400,437	0.76
9	HSBC HOLDINGS	イギリス	株式	銀行	694,197	1,922.54	1,334,627,257	1,936.01	1,343,972,679	0.76
10	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフ	170,648	7,733.52	1,319,710,004	7,685.71	1,311,552,661	0.74
11	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	銀行	261,698	5,063.09	1,325,000,684	4,732.65	1,238,527,394	0.70
12	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	23,180	54,810.86	1,270,515,888	52,423.28	1,215,171,862	0.69
13	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	126,992	9,052.90	1,149,646,400	9,389.62	1,192,407,181	0.67
14	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	51,332	19,018.00	976,232,449	22,666.76	1,163,530,406	0.66
15	CISCO SYSTEMS	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	357,986	3,415.87	1,222,834,969	3,172.22	1,135,613,391	0.64
16	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	13,689	72,410.13	991,222,395	79,989.47	1,094,975,868	0.62
17	ALTRIA GROUP INC	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	124,160	8,355.86	1,037,463,602	8,701.65	1,080,397,422	0.61
18	PFIZER	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフ	408,464	2,669.83	1,090,530,381	2,616.31	1,068,671,715	0.60
19	INTEL CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	344,374	2,912.40	1,002,957,712	3,062.64	1,054,695,137	0.60
20	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	株式	エネルギー	214,233	4,431.53	949,380,662	4,851.99	1,039,456,587	0.59

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
21	NOKIA	フィンランド	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	231,904	4,334.36	1,005,156,908	4,458.15	1,033,863,977	0.58
22	IBM CORP	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	80,188	11,963.31	959,314,490	12,510.83	1,003,219,237	0.57
23	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	各種金融	199,502	4,919.32	981,416,166	4,981.50	993,820,410	0.56
24	CITIGROUP INC	アメリカ	株式	各種金融	293,322	3,876.35	1,137,020,659	3,374.27	989,748,798	0.56
25	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフ	332,789	2,708.51	901,363,764	2,946.74	980,644,987	0.55
26	TELEFONICA S.A.	スペイン	株式	電気通信サービス	253,346	3,809.25	965,058,409	3,751.51	950,431,724	0.54
27	HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	154,487	5,792.75	894,904,597	5,891.28	910,126,405	0.51
28	SIEMENS AG	ドイツ	株式	資本財	50,208	16,222.61	814,504,881	18,074.27	907,473,299	0.51
29	BANCO SANTANDER CENTRAL	スペイン	株式	銀行	368,819	2,462.66	908,277,799	2,459.90	907,258,448	0.51
30	E.ON AG	ドイツ	株式	公益事業	36,727	22,585.07	829,482,207	24,165.69	887,533,663	0.50

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。



投資有価証券の種類別投資比率

(平成19年12月28日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株式	97.09
投資証券	1.21
合計	98.29

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(平成19年12月28日現在)

投資株式の種類		投資株式の業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	11.52
		銀行	9.92
		資本財	8.17
		素材	6.80
		医薬品・バイオテクノ・ライフ	6.39
		各種金融	5.85
		食品・飲料・タバコ	5.36
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.07
		電気通信サービス	5.07
		保険	4.82
		公益事業	4.74
		ソフトウェア・サービス	3.82
		メディア	2.68
		ヘルスケア機器・サービス	2.60
		食品・生活必需品小売り	2.15
		小売	2.15
		運輸	1.62
		家庭用品・パーソナル用品	1.57
		半導体・半導体製造装置	1.54
		消費者サービス	1.33
		自動車・自動車部品	1.32
耐久消費財・アパレル	1.14		
不動産	0.76		
商業サービス・用品	0.70		
合計			97.09

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成19年12月28日現在)

資産の種類	売建 / 買建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	ノルウェークローネ	5,774.98	119,599	120,466	0.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成19年12月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

<コクサイ・ポートフォリオ>

(平成19年12月28日現在)

計算期間末または各月末	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期(平成10年11月19日)	3,020,105,083	3,027,302,015	1.0911	1.0937
2期(平成11年11月19日)	3,044,921,536	3,081,062,330	1.1377	1.1512
3期(平成12年11月20日)	2,692,977,865	2,692,977,865	1.1035	1.1035
4期(平成13年11月19日)	1,822,601,392	1,822,601,392	1.0283	1.0283
5期(平成14年11月19日)	1,389,504,810	1,389,504,810	0.8239	0.8239
6期(平成15年11月19日)	1,899,711,768	1,899,711,768	0.8617	0.8617
7期(平成16年11月19日)	2,119,459,099	2,119,459,099	0.9697	0.9697
8期(平成17年11月21日)	726,778,395	726,778,395	1.1864	1.1864
9期(平成18年11月20日)	1,437,437,655	1,450,053,987	1.3796	1.3917
10期(平成19年11月19日)	2,644,885,758	2,669,483,752	1.4435	1.4570
平成18年12月末日	1,553,759,894	-	1.4319	-
平成19年1月末日	3,708,934,531	-	1.4676	-
2月末日	4,648,397,324	-	1.4227	-
3月末日	4,804,162,507	-	1.4421	-
4月末日	5,136,704,158	-	1.5410	-
5月末日	5,395,719,058	-	1.5946	-
6月末日	2,256,155,778	-	1.6027	-
7月末日	5,165,843,164	-	1.5198	-
8月末日	2,606,256,984	-	1.4700	-
9月末日	6,318,682,167	-	1.5521	-
10月末日	2,807,757,071	-	1.5772	-
11月末日	4,153,494,353	-	1.4442	-
12月28日	5,731,847,384	-	1.4931	-

(注) 分配後純資産総額および分配落1口当たり純資産総額は、外国所得税控除額を考慮しております。

### 【分配の推移】

下記決算期中の分配は次のとおりです。

<コクサイ・ポートフォリオ>

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0026
2期	0.0150
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0
7期	0
8期	0
9期	0.0130
10期	0.0140

### 【収益率の推移】

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

<コクサイ・ポートフォリオ>

期	期間収益率(%)
1期	9.37
2期	5.51
3期	3.01
4期	6.81
5期	19.88
6期	4.59
7期	12.53
8期	22.35
9期	17.30
10期	5.61

(注) 収益率とは、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額

(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日\*における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

\*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

【財務情報（ハイライト）】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当有価証券届出書に添付されております。

M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1) 【貸借対照表】

項目	第9期 (平成18年11月20日現在)	第10期 (平成19年11月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,245,567	1,348,004
コール・ローン	62,025,598	59,667,458
親投資信託受益証券	1,373,245,427	2,582,758,469
未収入金	21,613,969	45,030,526
未収利息	169	572
流動資産合計	1,458,130,730	2,688,805,029
資産合計	1,458,130,730	2,688,805,029
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,616,332	24,597,994
未払解約金	2,098,837	530,526
未払受託者報酬	600,662	1,888,076
未払委託者報酬	4,805,249	15,104,570
その他未払費用	571,995	1,798,105
流動負債合計	20,693,075	43,919,271
負債合計	20,693,075	43,919,271
純資産の部		
元本等		
元本	1,041,926,020	1,832,215,914
剰余金		
期末剰余金	395,511,635	812,669,844
(うち分配準備積立金)	(237,922,123)	(17,746,710)
純資産合計	1,437,437,655	2,644,885,758
負債・純資産合計	1,458,130,730	2,688,805,029

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

項目	第9期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	22,251	17,890
受取利息	14,584	243,925
有価証券売買等損益	191,301,648	411,724,253
為替差損益	77,260	85,712
その他収益	19,094	127,280
営業収益合計	191,434,837	412,199,060
営業費用		
受託者報酬	1,036,309	3,766,507
委託者報酬	8,290,369	30,131,940
その他費用	986,836	3,603,318
営業費用合計	10,313,514	37,501,765
営業利益金額または損失金額( )	181,121,323	374,697,295
経常利益金額または損失金額( )	181,121,323	374,697,295
当期純利益金額または純損失金額( )	181,121,323	374,697,295
一部解約に伴う当期純利益金額または 純損失金額( )分配額	11,269,659	493,250,766
期首剰余金または欠損金( )	114,169,796	395,511,635
剰余金増加額	160,869,022	3,904,706,529
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(160,869,022)	(3,904,706,529)
剰余金減少額	36,762,515	3,344,396,855
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(36,762,515)	(3,344,396,855)
分配金	12,616,332	24,597,994
期末剰余金または欠損金( )	395,511,635	812,669,844



(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日、ならびに平成18年11月19日が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同左  (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成18年11月19日が休日のため、平成18年11月21日から平成19年11月19日までとなっております。

追加型証券投資信託  
MSCI インデックス・セレクト・ファンド  
コクサイ・ポートフォリオ  
約 款

( 2 0 0 8 . 0 2 )

MSCI インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

運用の基本方針

約款の第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

MSCI コクサイ・インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式（当該株式の預託により発行される DR およびカントリーファンドを含みます。）に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（以下、「MSCI コクサイ指数」といいます。）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国（2001 年 12 月末現在）を構成国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）が開発した株価指数です。ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の実質組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市

場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 24 条の範囲で行

います。

スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。

### 3. 収益分配方針

年1回決算を行い、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当

収益等の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。)

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託 M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ 約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第1条の2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

### (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金4,210,110,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から無期限とします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、4,210,110,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受けけないものとします。

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等によ

り受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含まず。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 販売会社は、第6条第1項により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条

第1項の規定により分割される受益権を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に応じ、販売会社が別に定める3%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

（削除）

（削除）

第5項の規定にかかわらず、受益者が販売会社と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款（以下「積立投資約款」といいます。）に従って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第5項および第9項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該各信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または販売会社は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

第3項および第4項の規定にかかわらず、MSCI

Ｉインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付を中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または販売会社は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

## 第12条（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

## 第15条（削除）

## 第16条（削除）

## 第17条（削除）

## 第18条（削除）

（運用の指図範囲等）

第19条 委託者は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるMSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含まず。以下同じ。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (運用の基本方針)

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

#### (投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとする。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとする。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで

行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託

財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとし、また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

また、前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (資金の借入れ)

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第34条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、



法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

( 削除 )

( 混蔵寄託 )

第 35 条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

( 一括登録 )

第 36 条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

( 信託財産の登記等および記載等の留保等 )

第 37 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

( 一部解約の請求および有価証券売却等の指図 )

第 38 条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

( 再投資の指図 )

第 39 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

( 損益の帰属 )

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

( 受託者による資金の立替え )

第 41 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、

株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

( 信託の計算期間 )

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

( 投資信託財産に関する報告 )

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

( 信託事務の諸費用 )

第 44 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができます。

委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

第 3 項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

第 2 項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成 12 年 12 月 1 日以降適用します。

( 信託報酬等の総額 )

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42

条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の配分方式)

第 46 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第 47 条 (削除)

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 48 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿

に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金（第 52 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### (収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 50 条 受託者は、収益分配金については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日および第 48 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 48 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (受益証券の買取り)

第 51 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益権を買取ります。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受け付けないものとし、

第 1 項の場合、受益権の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する額を控除した額とします。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、外

国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益証券の買取請求を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託者との協議に基づき、この信託の受益権の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消またはその両方を行うものとし、

#### （信託の一部解約）

第52条 受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の

極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて算出した価額とします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）および販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消またはその両方を行うものとし、

#### （質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （投資信託契約の解約）

第53条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状

態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとし、

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとき

は、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第58条の2 第53条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公 告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の種類)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に

割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成9年11月20日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント  
投信株式会社

受託者 東京都港区芝三丁目23番1号  
中央三井アセット信託銀行株式会社

# 親投資信託

## M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

### 約 款

( 2 0 0 8 . 0 2 )

#### M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

##### 運用の基本方針

約款の第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界各国の株式（D R（預託証券）およびカンントリーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

世界各国の株式（当該株式の預託により発行される D R およびカンントリーファンドを含みます。）に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（以下「M S C I コクサイ指数」といいます。）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

M S C I コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国（2001 年 12 月末現在）を構成国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（M S C I）が開発した株価指数です。ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取

引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投資信託株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,868,790,171円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5000億円を限度として信託金(第4条に規定する信託適格有価証券を含みます。)を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券による追加信託)

第4条 委託者は、この信託の受益権を、他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限るものとし、この投資信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。以下「信託適格有価証券」といいます。)をもって取得させることができます。

前項において、他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券をもって取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを充たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託終了の日または投資信託

契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投資信託株式会社の追加型証券投資信託の受託者である中央三井アセット信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,868,790,171口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受付けられないものとします。

追加信託金または追加信託に係る有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利

(6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利

(7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。)に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利

(9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利

(10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをい)、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に表示されるべきもの

15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの



第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品取引市場をいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資

信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3項八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額

が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)(わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。))を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)(の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)(の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)(に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える

額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認め

たときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。  
(削除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第29条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。なお、第1期の計算期間は、平成14年3月11日から平成14年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金(追加信託に係る信託適格有価証券

の価額を含みます。以下、本条において同じ。)または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了した時は、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合は、信託の一部を解約します。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受けないものとします。

解約金は、一部解約を行う日の前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

受託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られた

る受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下

らないものとしします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとしします。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公 告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の高額を約する取引をいいます。

第2条 第21条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その

取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の高額またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の高額を約する取引をいいます。













上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成14年3月11日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント  
ト投信株式会社

受託者 東京都港区芝三丁目23番1号  
中央三井アセット信託銀行株式会社

## 用語解説（50音順）

 <b>委託会社</b>
投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。運用会社ともいいます。
 <b>運用報告書</b>
ファンドの運用状況を、受益者に説明するための資料です。ある一定の期間毎やファンド償還時に委託会社が作成し、販売会社経由で受益者に届けられます。
 <b>M S C I</b>
M S C I 社 (MSCI Inc.)。同社が算出する M S C I コクサイ・インデックスを含む一連の指数は、運用担当者が世界各国市場のパフォーマンスを相互比較する際のベンチマークの一つとなっています。
 <b>解約価額</b>
ファンド換金時の価額のことをいいます。
 <b>為替ヘッジ</b>
為替変動リスクを回避するために行われます。外貨建資産を買うのと同時に、通貨の先渡取引やオプション取引を利用して一定の為替レートで外貨と円貨を交換する契約を結びます。
 <b>為替変動リスク</b>
為替相場の変動が、基準価額に影響を与えることをいいます。外貨建資産への投資において円高は基準価額のマイナス要因に、円安はプラス要因となります。
 <b>基準価額</b>
ファンドの1口(1単位)当たりの評価額のことです。純資産総額を受益権総口数で割った金額です。便宜上、1万口当たりで表示されることがあります。
 <b>収益分配金</b>
ファンドの決算時に受益者に支払われる分配金のことです。実際の分配金額は、決算日における運用益から経費等を控除した後、分配方針に基づき委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。
 <b>純資産総額</b>
ファンドの保有する投資信託財産の合計のことです。投資信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものです。
 <b>信託期間</b>
ファンドの設定日から、ファンドの償還日までの期間のことをいいます。
 <b>信託報酬</b>
ファンド運営上の役割に応じて、委託会社・販売会社・受託会社に支払われる報酬です。投資信託約款に規定された料率に基づき日々計算され、投資信託財産の中から控除されます。
 <b>トラッキング・エラー</b>
トラッキング・エラーとは、ファンドのリターンがベンチマークに対して超過したリターンのばらつきを示します。ファンドのリターンがベンチマークのリターンと乖離するほど数値が大きくなります。



## ファミリーファンド方式

ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を親投資信託(=マザーファンド)に投資して実質的な運用を行う仕組みです。この仕組みにより、運用の共通化・効率化が可能になります。



## 分配金再投資コース

ファンドの収益分配時に、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースのことです。



## 分配金支払いコース

ファンドの収益分配時に、収益分配金を受取るコースのことです。



## ベンチマーク

ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。



## ポートフォリオ

資産運用のために、リスクの分散を考慮して複数の有価証券を組み合わせたものをいいます。



## 目論見書

お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等の情報をご投資家に提供するための説明書です。お申込みの際は販売会社より必ずお受け取りになり、内容をご覧のうえ、商品内容、リスク等をご理解いただき、ご自身のご判断でお申込みください。目論見書には、投資家に必ず交付する交付目論見書と投資家の請求により交付する請求目論見書があります。



## 約款(投資信託約款)

ファンド毎の基本方針、運用方法、運用制限、収益分配方針、運営、管理などを規定したものです。



## リスク

ファンドの基準価額を変動させる要因となるものをいいます。ファンドの主要なリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなどで、この他にも解約による資金流出に伴うリスクなどがあります。

なお、投資信託は値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産へ投資する場合は為替変動の影響を受けます。従って、ファンドの基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。

# MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

## ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき投資家の請求により交付される目論見書です。

## 請求目論見書の目次

## 【ファンドの詳細情報】

<b>第1</b>	<b>ファンドの沿革</b>	.....	1
<b>第2</b>	<b>手続等</b>	.....	1
	1 申込（販売）手続等	.....	1
	2 換金（解約）手続等	.....	2
<b>第3</b>	<b>管理及び運営</b>	.....	3
	1 資産管理等の概要	.....	3
	2 受益者の権利等	.....	5
<b>第4</b>	<b>ファンドの経理状況</b>	.....	7
	1 財務諸表	.....	10
	2 ファンドの現況	.....	70
<b>第5</b>	<b>設定及び解約の実績</b>	.....	71

## 【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成9年11月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始  
平成14年3月11日 M S C Iコクサイ・インデックス・マザーファンドの投資信託約款を締結。ファミリーファンド方式による運用へ移行

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日ならびに英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。
- (2) 取得申込にあたり、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」のいずれかを選択いただきます。（ただし申込取扱場所によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）なお、「分配金再投資コース」を選択する場合は、取得申込にあたり、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結する必要があります。
- (3) 受益権の取得申込単位は、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位を最低単位として、販売会社が個別に定める単位とします。  
上記にかかわらず、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。  
スイッチングにより取得する場合は、原則として上記の申込単位によるものとします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
- (4) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページにお問い合わせることにより知ることができます。  
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社  
電話番号 03-5424-5130（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)  
このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。  
「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。
- (5) 申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「スイッチング」により本ファンドを取得する場合および「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。
- (6) 取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社または販売会社は、取得申込みの受け付けの中止、すでに受け付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。
- (7) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に

定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）または販売会社による受益権の買取（以下「買取請求」といいます。）の方法により換金することができます。

### (1) 解約請求による換金

解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日ならびに英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

解約請求の単位は、1口を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページにお問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号 03-5424-5130（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

解約手数料はありません。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、上記一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### (2) 買取請求による換金

買取請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日ならびに英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

買取請求の単位は、1口を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取に関して当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

買取に係る手数料は原則としてありません。

買取代金は、原則として買取請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた買取請求を取消することができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

投信振替制度（平成19年1月4日開始）移行後も引続きお手許で受益証券を保有されている場合は、ご換金のお申込みに際し、個別に振替受益権に移行するための所定の手続きが必要となり、ご換金までに所定の日数を要しますのでご留意下さい。

### **第3【管理及び運営】**

#### **1【資産管理等の概要】**

##### **(1)【資産の評価】**

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格として社団法人投資信託協会規則で定めるものにより評価します。

マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

##### **(2)【保管】**

該当事項なし

##### **(3)【信託期間】**

本ファンドの信託期間は、平成9年11月20日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了（繰上償還）事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

##### **(4)【計算期間】**

本ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

##### **(5)【その他】**

信託の終了

委託会社は、信託期間中において、投資信託契約の一部解約等により受益権総口数が当初設定口数の10分の1を下回った場合、または投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、

投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。(約款第53条)

- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第53条第2項)
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。(約款第53条第3項)
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。(約款第53条第4項)
- ・委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第53条第5項)
- ・上記 . から . までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 . の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。(約款第53条第6項)

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・委託会社が監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき(約款第54条第1項)
- ・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(約款第55条第1項)
- ・受託会社が辞任した後、または委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき(約款第57条第2項)

#### 投資信託約款の変更

- ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。(約款第58条第1項)
- ・委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第58条第2項)
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。(約款第58条第3項)
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記 . の投資信託約款の変更をしません。(約款第58条第4項)
- ・委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第58条第5項)

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の手続にしたがいます。(約款第54条第2項)

#### 運用報告書

委託会社は、ファンドの毎計算期間末および信託終了日を基準日として、当該計算期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。（約款第59条）

関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

## 2【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

### (1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。

分配金支払いコースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）にお支払いします。（原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

分配金再投資コースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、課税後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ・この場合、委託会社は、原則として、決算日（毎計算期間終了日）の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付し、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。  
自動けいぞく投資契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

受益者は、上記支払いの開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、当該分配金は委託会社に帰属するものとします。

### (2) 償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### (3) 買戻し請求権（受益権の買取りまたは一部解約の実行請求権）

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口を最低単位として販売会社が個別に定める単位をもって買取りおよび一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。（詳しくは、前記第2 2「換金（解約）手続等」をご参照ください。）

### (4) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更のうちその内容が重大なものを行う場合において、委託会社が約款に基づき定める一定の期間内に、委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この場合における買取請求の取扱いは、委託会社と受託会

社との協議により定めた手続きにより行うものとし、その内容および手続については、約款の規定に基づき行われる公告または書面に記載されます。

(5) 帳簿閲覧請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



#### 第4【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月9日内閣府令第61号）附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、第9期計算期間（平成17年11月22日から平成18年11月20日まで）の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年1月9日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社


取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

勝又 三郎 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

山田 信之 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成17年11月22日から平成18年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成18年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成20年1月9日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

勝又三郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

項目	第9期 (平成18年11月20日現在)	第10期 (平成19年11月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,245,567	1,348,004
コール・ローン	62,025,598	59,667,458
親投資信託受益証券	1,373,245,427	2,582,758,469
未収入金	21,613,969	45,030,526
未収利息	169	572
流動資産合計	1,458,130,730	2,688,805,029
資産合計	1,458,130,730	2,688,805,029
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,616,332	24,597,994
未払解約金	2,098,837	530,526
未払受託者報酬	600,662	1,888,076
未払委託者報酬	4,805,249	15,104,570
その他未払費用	571,995	1,798,105
流動負債合計	20,693,075	43,919,271
負債合計	20,693,075	43,919,271
純資産の部		
元本等		
元本	1,041,926,020	1,832,215,914
剰余金		
期末剰余金	395,511,635	812,669,844
(うち分配準備積立金)	(237,922,123)	(17,746,710)
純資産合計	1,437,437,655	2,644,885,758
負債・純資産合計	1,458,130,730	2,688,805,029

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

項目	第9期	第10期
	自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	22,251	17,890
受取利息	14,584	243,925
有価証券売買等損益	191,301,648	411,724,253
為替差損益	77,260	85,712
その他収益	19,094	127,280
営業収益合計	191,434,837	412,199,060
営業費用		
受託者報酬	1,036,309	3,766,507
委託者報酬	8,290,369	30,131,940
その他費用	986,836	3,603,318
営業費用合計	10,313,514	37,501,765
営業利益金額または損失金額( )	181,121,323	374,697,295
経常利益金額または損失金額( )	181,121,323	374,697,295
当期純利益金額または純損失金額( )	181,121,323	374,697,295
一部解約に伴う当期純利益金額または 純損失金額( )分配額	11,269,659	493,250,766
期首剰余金または欠損金( )	114,169,796	395,511,635
剰余金増加額	160,869,022	3,904,706,529
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(160,869,022)	(3,904,706,529)
剰余金減少額	36,762,515	3,344,396,855
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(36,762,515)	(3,344,396,855)
分配金	12,616,332	24,597,994
期末剰余金または欠損金( )	395,511,635	812,669,844

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日、ならびに平成18年11月19日が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同左  (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成18年11月19日が休日のため、平成18年11月21日から平成19年11月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第9期 (平成18年11月20日現在)	第10期 (平成19年11月19日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	1,041,926,020口	1,832,215,914口
2. 1口当たり純資産額	1.3796円	1.4435円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日			第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日		
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は408,127,967円であるため、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、13,545,038円(一万口当たり130円)を分配金額としております。(外国所得税額928,706円控除後の分配金は12,616,332円となります。)</p>			<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は837,267,838円であるため、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、25,651,022円(一万口当たり140円)を分配金額としております。(外国所得税額1,053,028円控除後の分配金は24,597,994円となります。)</p>		
	金額(円)	1万口当たり(円)		金額(円)	1万口当たり(円)
A. 配当等収益	20,051,174	192.44	A. 配当等収益	27,360,275	149.32
B. 有価証券 売買等損益	149,800,490	1,437.72	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	157,589,512	1,512.47	C. 収益調整金	794,923,134	4,338.58
D. 分配準備 積立金	80,686,791	774.39	D. 分配準備 積立金	14,984,429	81.78
分配可能額	408,127,967	3,917.02	分配可能額	837,267,838	4,569.68
<p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p>			<p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p>		
<p>2. その他費用</p> <p>監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。</p>			<p>2. その他費用</p> <p>同左</p>		
<p>3. 剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>			<p>3. 剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p>同左</p>		

( 関連当事者との取引に関する注記 )

第 9 期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
該当事項はありません。	

( 重要な後発事象に関する注記 )

第 9 期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
該当事項はありません。	同左

( その他の注記 )

1 . 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 9 期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
期首元本額	612,608,599円	1,041,926,020円
期中追加設定元本額	612,010,212円	7,533,300,757円
期中一部解約元本額	182,692,791円	6,743,010,863円

2 . 有価証券関係

売買目的有価証券

	第 9 期 ( 平成18年11月20日現在 )		第10期 ( 平成19年11月19日現在 )	
種類	貸借対照表計上額 ( 円 )	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額 ( 円 )	貸借対照表計上額 ( 円 )	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額 ( 円 )
親投資信託 受益証券	1,373,245,427	179,771,219	2,582,758,469	105,552,832
合計	1,373,245,427	179,771,219	2,582,758,469	105,552,832

3 . デリバティブ取引等関係

第 9 期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左



(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	M S C Iコクサイ・インデックス・ マザーファンド	1,771,560,786	2,582,758,469	
合計		1,771,560,786	2,582,758,469	

第2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第3 不動産等明細表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第5 借入金明細表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成19年11月19日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1) 貸借対照表

項目	(平成19年11月19日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	285,825,551
コール・ローン	943,696,992
株式	162,405,634,274
新株予約権証券	292,815
投資証券	2,179,379,249
未収入金	186,628,815
未収配当金	301,004,024
未収利息	9,049
流動資産合計	166,302,470,769
資産合計	166,302,470,769
負債の部	
流動負債	
未払金	749,344
未払解約金	448,609,980
流動負債合計	449,359,324
負債合計	449,359,324
純資産の部	
元本等	
元本	113,761,077,830
剰余金	
剰余金	52,092,033,615
純資産合計	165,853,111,445
負債・純資産合計	166,302,470,769

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
1．有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券(株式、新株予約権証券および投資証券)については、移動平均法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4．収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式および投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>

項目	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(平成19年11月19日現在)	
1. 計算日における受益権総数	113,761,077,830口
2. 1口当たり純資産額	1.4579円

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成19年11月19日現在)	
MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの第10期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	103,850,324,166円
期中追加設定元本額	31,476,927,917円
期中一部解約元本額	21,566,174,253円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド	1,916,405,252円
MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ	1,771,560,786円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド (適格機関投資家専用)	93,628,016,699円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド - 2 (適格機関投資家専用)	16,445,095,093円
期末元本合計	113,761,077,830円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

(平成19年11月19日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当該親投資信託の期首(平成18年11月21日)から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	162,405,634,274	5,727,337,089
新株予約権証券	292,815	77,777
投資証券	2,179,379,249	297,550,254
合計	164,585,306,338	5,429,709,058

3. デリバティブ取引等関係  
取引の状況に関する事項

自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・為替予約取引 であります。
2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針	為替予約取引は外貨建資金の受渡しを行う際の円換算額を確定させるために、行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

(平成19年11月19日現在)	
該当事項はありません。	

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表  
該当事項はありません。

第3 不動産等明細表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第5 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

平成19年11月19日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	3M CO	39,977	81.57	3,260,923.89	
		ABBOTT LABORATORIES	90,001	55.21	4,968,955.21	
		ABERCROMBIE & FITCH CO	5,177	75.01	388,326.77	
		ACCENTURE LTD-CL A	34,736	36.79	1,277,937.44	
		ACE LTD	19,208	58.16	1,117,137.28	
		ACTIVISION	16,534	20.17	333,490.78	
		ADC TELECOMMUNICATIONS INC	6,783	16.36	110,969.88	
		ADOBE SYSTEMS	34,413	42.19	1,451,884.47	
		ADVANCE AUTO PARTS	6,235	34.80	216,978.00	
		ADVANCED MICRO DEVICES	32,140	12.64	406,249.60	
		AES CORPORATION	39,016	21.85	852,499.60	
		AETNA INC NEW	29,933	54.92	1,643,920.36	
		AFFILIATED COMPUTER SVCS-A	5,402	41.78	225,695.56	
		AFLAC	28,594	60.66	1,734,512.04	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	23,549	36.72	864,719.28	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	12,630	94.83	1,197,702.90	
		AKAMAI TECHNOLOGIES	9,144	36.15	330,555.60	
		ALCOA INC	50,797	36.31	1,844,439.07	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	5,418	93.84	508,425.12	
		ALLIANT ENERGY CORP	6,638	41.06	272,556.28	
		ALLIED CAPITAL CORP	8,908	25.12	223,768.96	
		ALLSTATE CORP	33,678	52.64	1,772,809.92	
		ALTERA CORPORATION	20,638	18.90	390,058.20	
		ALTRIA GROUP INC	122,960	73.18	8,998,212.80	
		AMAZON COM INC	17,974	78.60	1,412,756.40	
		AMBAC FINANCIAL GROUP INC	5,949	27.46	163,359.54	
		AMEREN CORPORATION	12,075	53.01	640,095.75	
		AMERICAN CPTL STRATEGIES	10,069	38.92	391,885.48	
		AMERICAN EAGLE OUTF.	11,572	22.15	256,319.80	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	23,266	46.41	1,079,775.06	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	AMERICAN EXPRESS	62,425	58.67	3,662,474.75	
		AMERICAN INT'L GROUP	128,852	56.44	7,272,406.88	
		AMERICAN STANDARD COS INC	10,617	35.77	379,770.09	
		AMERICAN TOWER CORP-CL A	24,470	45.00	1,101,150.00	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	13,708	58.50	801,918.00	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	11,153	44.98	501,661.94	
		AMGEN INC	67,778	55.49	3,761,001.22	
		AMPHENOL CORP-CL A	10,449	41.62	434,887.38	
		AMYLIN PHARMACEUTICALS	7,677	40.64	311,993.28	
		ANADARKO PETROLEUM CORP	27,135	57.03	1,547,509.05	
		ANALOG DEVICES	19,121	32.61	623,535.81	
		ANHEUSER-BUSCH	44,450	49.74	2,210,943.00	
		AON CORP	15,485	47.56	736,466.60	
		APACHE CORP	19,356	99.40	1,923,986.40	
		APOLLO GROUP INC-CL A	8,592	76.58	657,975.36	
		APPLE INC	50,532	166.39	8,408,019.48	
		APPLERA CORP-APPLIED BIOSYSTEMS GROUP	10,794	34.12	368,291.28	
		APPLIED MATERIALS	80,738	18.55	1,497,689.90	
		AQUA AMERICA	7,770	22.09	171,639.30	
		ARCH COAL	8,323	35.17	292,719.91	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND	34,381	37.89	1,302,696.09	
		ARROW ELECTRONICS	7,246	35.64	258,247.44	
		ASSOCIATED BANC-CORP	7,108	26.94	191,489.52	
		AT & T INC	360,340	39.55	14,251,447.00	
		AUTODESK INC	13,404	46.41	622,079.64	
		AUTOMATIC DATA PROCESS	32,301	47.16	1,523,315.16	
		AUTONATION INC	9,217	16.56	152,633.52	
		AUTOZONE INC	2,782	111.64	310,582.48	
		AVERY DENNISON CORP	5,597	51.44	287,909.68	
		AVIS BUDGET GROUP INC	5,969	16.41	97,951.29	
		AVNET	8,723	33.43	291,609.89	
		AVON PRODUCTS	25,685	41.66	1,070,037.10	
		AXIS CAPITAL HOLDINGS	8,076	36.87	297,762.12	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	BAKER HUGHES	18,729	80.55	1,508,620.95	
		BALL CORP	5,363	45.73	245,249.99	
		BANK OF AMERICA CORP	259,398	44.37	11,509,489.26	
		BANK OF NEW YORK MELLON CORP	66,164	46.79	3,095,813.56	
		BARD (C.R.) INC	6,087	84.87	516,603.69	
		BAXTER INTERNATIONAL	38,086	58.26	2,218,890.36	
		BB&T CORPORATION	31,684	33.71	1,068,067.64	
		BEA SYSTEMS INC	22,778	16.35	372,420.30	
		BECKMAN COULTER INC	3,583	69.36	248,516.88	
		BECTON DICKINSON & CO	14,271	83.48	1,191,343.08	
		BED BATH & BEYOND INC	16,230	31.41	509,784.30	
		BEST BUY COMPANY INC	23,766	46.84	1,113,199.44	
		BIOGEN IDEC INC	16,786	70.04	1,175,691.44	
		BJ SERVICES CO	17,168	25.57	438,985.76	
		BLACK & DECKER CORP	3,850	84.55	325,517.50	
		BLOCK (H&R)	18,779	19.50	366,190.50	
		BMC SOFTWARE	11,705	33.19	388,488.95	
		BOEING CO	43,669	89.99	3,929,773.31	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	78,015	12.10	943,981.50	
		BRINKER INTERNATIONAL INC	6,646	23.79	158,108.34	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	115,041	27.79	3,196,989.39	
		BROADCOM CORP-CL A	27,383	28.47	779,594.01	
		BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	8,053	21.91	176,441.23	
		BROWN & BROWN	7,003	24.16	169,192.48	
		BROWN FORMAN B	3,094	70.19	217,167.86	
		BRUNSWICK CORP	5,327	20.51	109,256.77	
		BUNGE LIMITED	7,083	110.02	779,271.66	
		BURLINGTON NTHN SANTA FE	20,799	85.82	1,784,970.18	
		CA INC	24,761	25.65	635,119.65	
		CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	13,399	26.30	352,393.70	
		CADENCE DESIGN SYS INC	16,144	17.14	276,708.16	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	6,471	89.33	578,054.43	
		CAMPBELL SOUP CO (US)	13,635	35.26	480,770.10	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	24,240	53.05	1,285,932.00	
		CARDINAL HEALTH INC	22,450	58.54	1,314,223.00	
		CAREER EDUCATION CORP	5,565	30.75	171,123.75	
		CARMAX INC	12,518	22.18	277,649.24	
		CARNIVAL CORP	25,540	44.91	1,147,001.40	
		CATERPILLAR	37,443	69.44	2,600,041.92	
		CB RICHARD ELLIS GROUP	12,010	19.59	235,275.90	
		CBS CORP CL B	37,291	27.18	1,013,569.38	
		CELGENE CORP	22,175	64.90	1,439,157.50	
		CENTERPOINT ENERGY INC	17,786	17.66	314,100.76	
		CENTEX CORP	7,049	22.00	155,078.00	
		CEPHALON	3,864	75.50	291,732.00	
		CHARLES RIVER LABS INTL	3,893	61.45	239,224.85	
		CHECKFREE CORP	4,324	47.64	205,995.36	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	25,618	38.18	978,095.24	
		CHEVRON CORPORATION	125,620	85.98	10,800,807.60	
		CHICO'S FAS INC	10,308	11.08	114,212.64	
		CHOICEPOINT INC	4,399	38.39	168,877.61	
		CHUBB CORP	23,423	53.31	1,248,680.13	
		CIGNA CORP	17,999	49.41	889,330.59	
		CIMAREX ENERGY CO	4,818	39.71	191,322.78	
		CINCINNATI FINANCIAL CORP	9,038	40.47	365,767.86	
		CINTAS CORP	8,359	32.98	275,679.82	
		CISCO SYSTEMS	354,786	29.94	10,622,292.84	
		CIT GROUP INC	11,194	29.52	330,446.88	
		CITIGROUP INC	289,122	34.00	9,830,148.00	
		CITRIX SYSTEMS INC	10,546	37.82	398,849.72	
		CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	27,530	34.50	949,785.00	
		CLOROX CO	8,878	66.23	587,989.94	
		CME GROUP INC	2,848	652.75	1,859,032.00	
		COACH INC	21,668	34.32	743,645.76	
		COCA-COLA CO	121,451	62.62	7,605,261.62	
		COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	16,830	31.40	528,462.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	COLONIAL BANCGROUP	8,766	16.93	148,408.38	
		COMCAST CORP CL-A SPECIAL	60,410	19.72	1,191,285.20	
		COMCAST CORP-CL A	114,874	19.89	2,284,843.86	
		COMERICA	9,120	43.54	397,084.80	
		COMMERCE BANCORP INC/NJ	10,616	36.32	385,573.12	
		COMMUNITY HEALTH SYSTEMS	5,607	30.98	173,704.86	
		COMPUTER SCIENCES CORP	10,120	52.00	526,240.00	
		COMPUWARE CORP	18,903	9.26	175,041.78	
		CONAGRA FOODS INC	29,112	23.77	691,992.24	
		CONSOL ENERGY INC	10,633	50.95	541,751.35	
		CONSOLIDATED EDISON INC	15,848	46.83	742,161.84	
		CONSTELLATION BRANDS INC-A	12,328	23.27	286,872.56	
		CONSTELLATION ENERGY GROUP	10,530	97.28	1,024,358.40	
		COOPER INDUSTRIES INC-CL A	10,888	50.84	553,545.92	
		CORNING	91,876	23.34	2,144,385.84	
		COSTCO WHOLESALE CORP	26,136	66.80	1,745,884.80	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL CORP	34,724	12.07	419,118.68	
		COVANCE	3,709	82.44	305,769.96	
		COVENTRY HEALTH CARE INC	9,143	59.56	544,557.08	
		COVIDIEN LTD	28,879	39.58	1,143,030.82	
		CROWN CASTLE INTL CORP	15,841	41.17	652,173.97	
		CSX CORP	25,587	43.24	1,106,381.88	
		CUMMINS ENGINE CO	5,830	112.62	656,574.60	
		CVS CAREMARK CORPORATION	91,376	42.21	3,856,980.96	
		DANAHER CORP	14,408	82.50	1,188,660.00	
		DARDEN RESTAURANTS	7,839	39.79	311,913.81	
		DAVITA INC	6,145	59.54	365,873.30	
		DEAN FOODS CO	7,620	24.51	186,766.20	
		DEERE & CO	13,222	145.06	1,917,983.32	
		DELL INC	126,129	26.91	3,394,131.39	
		DENBURY RESOURCES	7,067	54.47	384,939.49	
		DENTSPLY INTERNATIONAL INC	8,422	42.30	356,250.60	
		DEVON ENERGY CORPORATION	24,752	86.21	2,133,869.92	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	DIAMOND OFFSHORE DRILL.	4,001	109.44	437,869.44	
		DIRECTV GROUP INC/THE	42,873	23.87	1,023,378.51	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES	28,010	17.76	497,457.60	
		DISCOVERY HOLDING CO-A	15,722	23.25	365,536.50	
		DISNEY (WALT) CO	109,994	32.53	3,578,104.82	
		DOMINION RESOURCES INC	17,033	91.30	1,555,112.90	
		DOMTAR CORP	30,325	7.41	224,708.25	
		DONNELLEY (RR) & SONS	12,831	38.13	489,246.03	
		DOVER CORP	11,924	46.28	551,842.72	
		DOW CHEMICAL CO	55,739	40.21	2,241,265.19	
		DOW JONES & CO	3,319	59.63	197,911.97	
		DR HORTON INC	16,552	12.16	201,272.32	
		DST SYSTEMS INC	3,009	82.73	248,934.57	
		DTE ENERGY	10,284	48.50	498,774.00	
		DU PONT (E.I) DE NEMOURS	54,029	45.31	2,448,053.99	
		DUKE ENERGY CORP	73,652	19.44	1,431,794.88	
		DUN & BRADSTREET CORP	3,467	89.49	310,261.83	
		DYNEGY INC-CL A	28,521	8.18	233,301.78	
		E*TRADE FINANCIAL CORP	24,992	5.44	135,956.48	
		EASTMAN KODAK CO	16,841	23.51	395,931.91	
		EATON CORP	8,574	87.38	749,196.12	
		EBAY INC	63,812	32.74	2,089,204.88	
		ECHOSTAR COMMUNICATIONS - A	12,151	39.83	483,974.33	
		ECOLAB INC	10,809	46.03	497,538.27	
		EDISON INTERNATIONAL	18,104	54.60	988,478.40	
		EL PASO CORPORATION	40,905	16.19	662,251.95	
		ELECTRONIC ARTS	18,217	56.57	1,030,535.69	
		ELECTRONIC DATA SYSTEMS	29,735	19.75	587,266.25	
		EMBARQ CORPORATION	8,838	51.27	453,124.26	
		EMC CORP	122,683	19.64	2,409,494.12	
		EMERSON ELECTRIC CO	46,501	54.97	2,556,159.97	
		ENERGIZER HOLDINGS INC	3,130	107.72	337,163.60	
		ENERGY EAST CORPORATION	9,223	27.53	253,909.19	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	ENSCO INTERNATIONAL INC	8,724	53.12	463,418.88	
		ENERGY CORP	11,511	117.70	1,354,844.70	
		EOG RESOURCES INC	14,248	85.28	1,215,069.44	
		EQUIFAX INC	8,610	38.35	330,193.50	
		EQUITABLE RESOURCES INC	6,743	53.39	360,008.77	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,233	44.58	277,867.14	
		EVEREST RE GROUP LTD	3,655	100.40	366,962.00	
		EXELON CORP	39,309	79.80	3,136,858.20	
		EXPEDIA INC	11,082	30.85	341,879.70	
		EXPEDITORS INTL WASH INC	12,429	44.47	552,717.63	
		EXPRESS SCRIPTS INC	13,495	65.38	882,303.10	
		EXTERRAN HOLDINGS INC	3,592	84.95	305,140.40	
		EXXON MOBIL CORPOTATION	329,251	85.10	28,019,260.10	
		FAMILY DOLLAR STORES	8,400	22.13	185,892.00	
		FANNIE MAE(FEDERAL NATL MTG ASSN)	57,001	40.69	2,319,370.69	
		FASTENAL CO	7,496	39.11	293,168.56	
		FEDEX CORP	17,114	96.80	1,656,635.20	
		FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC-CL A	12,180	14.82	180,507.60	
		FIDELITY NATIONAL INFORMATION	11,238	42.97	482,896.86	
		FIFTH THIRD BANCORP	28,937	27.81	804,737.97	
		FIRST AMERICAN CORP	4,800	33.52	160,896.00	
		FIRST HORIZON NATIONAL CORP	7,374	21.09	155,517.66	
		FIRST SOLAR INC	2,326	212.63	494,577.38	
		FIRSTENERGY CORP	17,833	67.66	1,206,580.78	
		FISERV INC	9,342	52.65	491,856.30	
		FLEXTRONICS INTL LTD	48,522	11.98	581,293.56	
		FLUOR CORP (NEW)	5,201	134.88	701,510.88	
		FMC TECHNOLOGIES INC	7,612	54.54	415,158.48	
		FOOT LOCKER INC	8,981	14.13	126,901.53	
		FORD MOTOR COMPANY	89,858	7.70	691,906.60	
		FOREST CITY ENTERPRISES-CL A	3,582	50.54	181,034.28	
		FORTUNE BRANDS INC	8,936	79.92	714,165.12	
		FOSTER WHEELER LTD	4,073	140.50	572,256.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	FPL GROUP	22,533	67.97	1,531,568.01	
		FRANKLIN RESOURCES INC	10,208	118.95	1,214,241.60	
		FREDDIE MAC	38,666	40.72	1,574,479.52	
		FREEMPORT MCMORAN COPPER B	22,247	100.04	2,225,589.88	
		GANNETT CO	13,674	39.54	540,669.96	
		GAP	33,333	20.09	669,659.97	
		GARMIN	6,981	97.51	680,717.31	
		GENENTECH INC	27,714	74.99	2,078,272.86	
		GENERAL DYNAMICS CORP	20,104	89.75	1,804,334.00	
		GENERAL ELECTRIC CO	601,208	38.65	23,236,689.20	
		GENERAL MILLS	20,235	57.43	1,162,096.05	
		GENERAL MOTORS CORP	26,480	29.27	775,069.60	
		GENUINE PARTS CO	9,955	47.87	476,545.85	
		GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	25,455	25.56	650,629.80	
		GENZYME CORP - GENL DIVISION	15,474	72.87	1,127,590.38	
		GETTY IMAGES INC	3,173	31.09	98,648.57	
		GILEAD SCIENCES INC	54,617	44.64	2,438,102.88	
		GLOBAL SANTA FE CORP	13,287	80.05	1,063,624.35	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	21,465	225.25	4,834,991.25	
		GOOGLE INC-CL A	13,489	633.63	8,547,035.07	
		GRAINGER (WW)	4,108	88.39	363,106.12	
		GRANT PRIDECO	7,472	47.09	351,856.48	
		HALLIBURTON CO	53,372	37.02	1,975,831.44	
		HANESBRANDS INC	5,647	29.54	166,812.38	
		HARLEY-DAVIDSON	15,097	47.88	722,844.36	
		HARMAN INTERNATIONAL	3,580	73.67	263,738.60	
		HARRAH'S ENTERTAINMENT	10,898	87.30	951,395.40	
		HARSCO CORP	4,911	60.23	295,789.53	
		HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	18,517	93.00	1,722,081.00	
		HASBRO INC	8,836	27.45	242,548.20	
		HEALTH MGMT ASSOCIATES INC-A	14,016	6.28	88,020.48	
		HEALTH NET INC	6,551	46.97	307,700.47	
		HEINZ (H.J) CO	18,991	45.64	866,749.24	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	8,346	17.57	146,639.22	
		HESS CORP	16,717	67.94	1,135,752.98	
		HEWLETT-PACKARD CO	153,087	50.75	7,769,165.25	
		HILLENBRAND INDUSTRIES	3,420	55.12	188,510.40	
		HOLOGIC INC	6,713	65.21	437,754.73	
		HOME DEPOT	98,497	29.07	2,863,307.79	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	43,247	55.88	2,416,642.36	
		HOSPIRA INC	9,141	41.29	377,431.89	
		HUDSON CITY BANCORP INC	30,217	15.13	457,183.21	
		HUNTINGTON BANCSHARES INC	20,254	14.75	298,746.50	
		IAC INTERACTIVECORP	11,464	28.39	325,462.96	
		IBM CORP	86,788	104.79	9,094,514.52	
		IDEARC INC	8,570	21.02	180,141.40	
		ILLINOIS TOOL WORKS	27,672	54.45	1,506,740.40	
		IMS HEALTH INC	11,453	24.44	279,911.32	
		INGERSOLL-RAND CO-CL A	17,647	48.80	861,173.60	
		INTEL CORP	339,574	25.51	8,662,532.74	
		INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	3,256	175.04	569,930.24	
		INTERPUBLIC GROUP OF COS	27,265	9.28	253,019.20	
		INTERSIL CORP A	7,917	29.72	235,293.24	
		INT'L FLAVORS FRAGRANCES	4,646	48.84	226,910.64	
		INT'L GAME TECHNOLOGY	19,430	41.91	814,311.30	
		INT'L PAPER CO	24,135	34.11	823,244.85	
		INTUIT INC	18,705	30.27	566,200.35	
		INVITROGEN CORP	2,729	90.43	246,783.47	
		IRON MOUNTAIN	11,067	35.86	396,862.62	
		ITT CORPORATION	10,086	62.54	630,778.44	
		J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	12,530	43.19	541,170.70	
		JABIL CIRCUIT INC	10,820	17.81	192,704.20	
		JACOBS ENGINEERING GROUP	6,997	77.90	545,066.30	
		JANUS CAPITAL GROUP INC	10,821	34.20	370,078.20	
		JDS UNIPHASE CORP	11,908	13.32	158,614.56	
		JOHNE APPAREL GROUP INC	6,250	19.18	119,875.00	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	JOHNSON & JOHNSON	169,248	67.75	11,466,552.00	
		JOHNSON CONTROLS	35,358	38.11	1,347,493.38	
		JOY GLOBAL	6,383	51.99	331,852.17	
		JPMORGAN CHASE & CO	199,602	43.09	8,600,850.18	
		JUNIPER NETWORKS INC	31,419	30.56	960,164.64	
		KB HOME	4,400	25.05	110,220.00	
		KELLOGG CO	16,300	52.77	860,151.00	
		KEYCORP	22,892	25.50	583,746.00	
		KIMBERLY-CLARK CORP	26,685	69.15	1,845,267.75	
		KLA-TENCOR CORPORATION	11,184	48.49	542,312.16	
		KOHL'S CORP	17,846	49.68	886,589.28	
		KRAFT FOODS INC-A	93,788	32.51	3,049,047.88	
		KROGER CO	39,428	28.65	1,129,612.20	
		L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	7,339	111.50	818,298.50	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,902	69.72	481,207.44	
		LAM RESEARCH CORP	7,913	46.00	363,998.00	
		LAMAR ADVERTISING CO	4,545	50.57	229,840.65	
		LAS VEGAS SANDS CORP	6,257	118.76	743,081.32	
		LEAR CORP	4,079	31.57	128,774.03	
		LEGG MASON INC	7,723	71.73	553,970.79	
		LEGGETT & PLATT INC	10,350	20.16	208,656.00	
		LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	26,487	62.38	1,652,259.06	
		LENNAR CORP-CL A	7,449	19.24	143,318.76	
		LEUCADIA NATIONAL CORP	9,496	45.48	431,878.08	
		LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	88,795	3.19	283,256.05	
		LEXMARK INTERNATIONAL INC	5,570	35.91	200,018.70	
		LIBERTY CAPITAL-A	7,216	116.19	838,427.04	
		LIBERTY GLOBAL INC-A	10,489	36.47	382,533.83	
		LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	10,843	33.99	368,553.57	
		LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	36,360	20.05	729,018.00	
		LILLY (ELI) & CO	59,638	51.81	3,089,844.78	
		LIMITED BRANDS INC	20,927	18.37	384,428.99	
		LINCARE HOLDINGS INC	4,910	35.55	174,550.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	LINCOLN NATIONAL CORP	15,863	59.76	947,972.88	
		LINEAR TECHNOLOGY CORP	14,882	31.33	466,253.06	
		LIZ CLAIBORNE	6,122	25.90	158,559.80	
		LOCKHEEDMARTIN CORPORATION	20,832	111.37	2,320,059.84	
		LOWE'S COMPANIES	88,013	25.01	2,201,205.13	
		LSI CORP	44,918	6.05	271,753.90	
		LYONDELL CHEMICAL COMPANY	13,265	46.96	622,924.40	
		M & T BANK CORP	3,757	89.40	335,875.80	
		MACY'S INC	26,886	28.32	761,411.52	
		MANPOWER	4,933	62.43	307,967.19	
		MARATHON OIL CORP	41,778	57.51	2,402,652.78	
		MARRIOTT INTERNATIONAL INC CL-A	20,313	35.64	723,955.32	
		MARSH & MCLENNAN COS	31,728	25.37	804,939.36	
		MARSHALL & ILSLEY CORP	13,389	30.91	413,853.99	
		MARTIN MARIETTA MATRLS	2,487	120.78	300,379.86	
		MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	29,033	17.52	508,658.16	
		MASCO CORP	23,002	23.34	536,866.68	
		MASSEY ENERGY COMPANY	4,691	28.55	133,928.05	
		MASTERCARD INC-CLASS A	3,921	184.87	724,875.27	
		MATTEL	22,852	19.86	453,840.72	
		MBIA	7,666	37.19	285,098.54	
		MCCLATCHY COMPANY-CLASS A	3,448	15.90	54,823.20	
		MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	6,870	38.03	261,266.10	
		MCDERMOTT INTERNATIONAL	12,973	50.01	648,779.73	
		MCDONALD'S CORP	69,759	58.13	4,055,090.67	
		MCGRAW-HILL COS	20,052	46.93	941,040.36	
		MCKESSON CORP	17,405	66.83	1,163,176.15	
		MEADWESTVACO CORP	10,764	30.94	333,038.16	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	16,404	96.50	1,582,986.00	
		MEDTRONIC INC	67,164	45.77	3,074,096.28	
		MEMC ELECTRONIC MATRLS	13,080	71.42	934,173.60	
		MERCK & CO	126,664	58.38	7,394,644.32	
		MERRILL LYNCH & CO	48,339	56.11	2,712,301.29	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	METLIFE INC	43,298	63.97	2,769,773.06	
		MGIC INVESTMENT CORP	4,805	21.84	104,941.20	
		MGM MIRAGE	7,883	88.62	698,591.46	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	12,730	30.76	391,574.80	
		MICRON TECHNOLOGY	44,251	9.15	404,896.65	
		MICROSOFT CORP	503,144	34.09	17,152,178.96	
		MILLENNIUM PHARMACEUTICALS	18,775	13.75	258,156.25	
		MILLIPORE CORP	3,122	81.73	255,161.06	
		MIRANT CORP	15,001	37.52	562,837.52	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	3,182	78.80	250,741.60	
		MONSANTO CO	31,782	94.28	2,996,406.96	
		MONSTER WORLDWIDE INC	7,001	36.42	254,976.42	
		MOODY S CORPORATION	13,562	38.11	516,847.82	
		MORGAN STANLEY	55,467	52.90	2,934,204.30	
		MOSAIC CO/THE	9,016	63.64	573,778.24	
		MOTOROLA	135,287	16.61	2,247,117.07	
		NABORS INDUSTRIES INC	16,476	27.78	457,703.28	
		NATIONAL CITY CORP	35,218	20.62	726,195.16	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	20,740	64.44	1,336,485.60	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	18,334	22.55	413,431.70	
		NAVTEQ CORP	5,751	76.60	440,526.60	
		NETWORK APPLIANCE INC	21,664	25.92	561,530.88	
		NEW YORK COMMUNITY BANCORP	16,963	17.87	303,128.81	
		NEW YORK TIMES CO -CL A	7,863	18.81	147,903.03	
		NEWELL RUBBERMAID	16,333	27.95	456,507.35	
		NEWFIELD EXPLORATION CO	7,586	51.34	389,465.24	
		NEWMONT MINING CORPHOLDING CO	26,394	49.69	1,311,517.86	
		NEWS CORP CLASS B	25,979	21.76	565,303.04	
		NEWS CORP INC CL A WHEN ISS	107,353	20.75	2,227,574.75	
		NII HOLDINGS INC	9,563	52.97	506,552.11	
		NIKE B	21,509	62.64	1,347,323.76	
		NISOURCE INC	15,895	17.97	285,633.15	
		NOBLE CORP	15,705	50.96	800,326.80	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	NOBLE ENERGY INC	9,983	71.73	716,080.59	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	22,946	50.44	1,157,396.24	
		NORTHERN TRUST CORP	11,522	76.32	879,359.04	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	19,164	80.45	1,541,743.80	
		NOVELLUS SYSTEMS INC	7,409	25.94	192,189.46	
		NUCOR CORP	17,652	52.46	926,023.92	
		NVIDIA CORP	30,214	32.45	980,444.30	
		NVR INC	263	474.00	124,662.00	
		NYMEX HOLDINGS INC	5,160	124.41	641,955.60	
		NYSE EURONEXT	7,733	85.01	657,382.33	
		OCCIDENTAL PETROLEUM	48,731	68.50	3,338,073.50	
		OFFICE DEPOT INC	15,938	19.14	305,053.32	
		OLD REPUBLIC INTL CORP	12,730	14.97	190,568.10	
		OMNICARE INC	7,130	26.93	192,010.90	
		OMNICOM GROUP	19,335	47.00	908,745.00	
		ORACLE CORP	240,394	20.80	5,000,195.20	
		OSHKOSH TRUCK CORP	4,322	47.51	205,338.22	
		OWENS-ILLINOIS INC	9,033	43.57	393,567.81	
		PACCAR INC	20,676	47.07	973,219.32	
		PACTIV CORPORATION	7,642	24.50	187,229.00	
		PALL CORP	7,215	36.49	263,275.35	
		PARKER HANNIFIN CORP	10,440	78.37	818,182.80	
		PARTNERRE LTD	3,315	80.68	267,454.20	
		PATTERSON COS INC	6,519	37.93	247,265.67	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC	9,065	20.03	181,571.95	
		PAYCHEX INC	20,083	39.98	802,918.34	
		PDL BIOPHARMA	6,745	18.03	121,612.35	
		PEABODY ENERGY CORP	15,227	52.41	798,047.07	
		PENTAIR INC	5,552	33.56	186,325.12	
		PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	17,457	16.59	289,611.63	
		PEPCO HOLDINGS INC	11,269	26.91	303,248.79	
		PEPSICO INC USD COM	95,223	74.15	7,060,785.45	
		PETSMART INC	7,965	26.22	208,842.30	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	PFIZER	410,164	23.39	9,593,735.96	
		PG&E CORP	20,871	44.47	928,133.37	
		PINNACLE WEST CAPITAL	5,850	42.90	250,965.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	7,204	50.08	360,776.32	
		PITNEY BOWES INC	12,805	38.12	488,126.60	
		PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	6,600	49.35	325,710.00	
		PMI GROUP INC/THE	5,026	12.65	63,578.90	
		PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	20,351	69.67	1,417,854.17	
		POLO RALPH LAUREN CORP A	3,510	66.61	233,801.10	
		PPG INDUSTRIES	9,596	66.79	640,916.84	
		PPL CORPORATION	22,525	49.15	1,107,103.75	
		PRAXAIR	18,635	82.41	1,535,710.35	
		PRIDE INTERNATIONAL	9,680	33.44	323,699.20	
		PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	15,690	66.31	1,040,403.90	
		PROCTER & GAMBLE CO	184,046	73.19	13,470,326.74	
		PROGRESS ENERGY INC	14,270	47.04	671,260.80	
		PROGRESSIVE CORP	40,857	18.21	744,005.97	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	27,082	97.73	2,646,723.86	
		PUBLIC SV ENTERPRISE CO	14,871	92.36	1,373,485.56	
		PULTE CORP	12,585	12.84	161,591.40	
		QLOGIC CORP	8,933	14.26	127,384.58	
		QUALCOMM	97,412	41.36	4,028,960.32	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	9,574	54.53	522,070.22	
		QUESTAR CORP	10,073	53.71	541,020.83	
		QWEST COMMUNICATIONS INTL	91,820	6.67	612,439.40	
		RADIAN GROUP INC	4,570	12.46	56,942.20	
		RADIOSHACK CORPORATION	7,449	18.70	139,296.30	
		RANGE RESOURCES CORP	8,638	39.65	342,496.70	
		RAYTHEON COMPANY	25,974	62.07	1,612,206.18	
		REGIONS FINANCIAL CORP	41,163	24.32	1,001,084.16	
		RELIANT RESOURCES INC	19,961	25.79	514,794.19	
		RENAISSANCERE HOLDING LTD	3,971	57.13	226,863.23	
		REPUBLIC SERVICES INC	11,297	33.95	383,533.15	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	ROBERT HALF INTL INC	9,236	25.77	238,011.72	
		ROCKWELL AUTOMATION INC	8,769	67.20	589,276.80	
		ROCKWELL COLLINS	9,580	72.10	690,718.00	
		ROHM & HAAS CO	8,249	47.94	395,457.06	
		ROPER INDUSTRIES	5,152	62.35	321,227.20	
		ROSS STORES INC	8,137	26.00	211,562.00	
		ROWAN COMPANIES INC	6,457	36.61	236,390.77	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	8,079	40.00	323,160.00	
		SAFECO CORP	6,197	55.37	343,127.89	
		SAFEWAY INC	25,844	32.53	840,705.32	
		SANDISK CORP	13,301	37.36	496,925.36	
		SANMINA-SCI CORP	31,384	1.89	59,315.76	
		SARA LEE CORP	42,891	15.81	678,106.71	
		SCANA CORP	6,491	41.88	271,843.08	
		SCHLUMBERGER LTD	68,873	93.46	6,436,870.58	
		SCHWAB (CHARLES) CORP	57,165	23.58	1,347,950.70	
		SEAGATE TECHNOLOGY	31,748	26.63	845,449.24	
		SEAGATE TECHNOLOGY ESCROW POSITION	200	0.00	0.00	
		SEALED AIR CORP	9,445	23.61	222,996.45	
		SEARS HOLDINGS CORP	4,992	120.97	603,882.24	
		SEMPRA ENERGY	14,697	60.11	883,436.67	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	6,585	61.61	405,701.85	
		SIGMA-ALDRICH	7,664	51.02	391,017.28	
		SIRIUS SATELLITE RADIO INC	81,149	3.52	285,644.48	
		SLM CORP	23,998	39.05	937,121.90	
		SMITH INTERNATIONAL INC	11,696	62.05	725,736.80	
		SMURFIT-STONE CONTAINER CORP	14,936	10.35	154,587.60	
		SOUTHERN CO	43,888	37.02	1,624,733.76	
		SOUTHWEST AIRLINES CO	11,292	13.99	157,975.08	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO	9,925	51.97	515,802.25	
		SOVEREIGN BANCORP INC	22,320	11.65	260,028.00	
		SPECTRA ENERGY CORP	36,948	24.97	922,591.56	
		SPRINT NEXTEL CORP	164,461	15.46	2,542,567.06	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	SPX CORP	3,322	100.95	335,355.90	
		ST JUDE MEDICAL INC	19,770	38.97	770,436.90	
		STANLEY WORKS	4,380	51.50	225,570.00	
		STAPLES	41,771	21.09	880,950.39	
		STARBUCKS CORP	43,249	23.17	1,002,079.33	
		STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	12,542	51.93	651,306.06	
		STATE STREET CORP	23,176	75.45	1,748,629.20	
		STRYKER CORP	16,764	69.87	1,171,300.68	
		SUN MICROSYSTEMS INC	52,154	20.33	1,060,290.82	
		SUNOCO INC	7,125	71.49	509,366.25	
		SUNTRUST BANKS	19,797	68.55	1,357,084.35	
		SUPERVALU INC	12,253	39.97	489,752.41	
		SYNOPSYS INC	8,472	24.33	206,123.76	
		SYNOVUS FINANCIAL CORP	15,331	23.70	363,344.70	
		SYSCO CORP	36,145	33.19	1,199,652.55	
		T ROWE PRICE GROUP INC	14,796	64.70	957,301.20	
		TARGET CORP	47,501	53.88	2,559,353.88	
		TCF FINANCIAL CORP	6,732	19.25	129,591.00	
		TELEPHONE & DATA SPECIAL COMMON STOCK	3,008	61.00	183,488.00	
		TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	3,028	65.10	197,122.80	
		TELLABS INC	24,056	7.26	174,646.56	
		TEMPLE INLAND	6,176	45.12	278,661.12	
		TERADATA CORP	10,500	23.80	249,900.00	
		TERADYNE INC	11,111	11.35	126,109.85	
		TEREX CORP	6,064	59.80	362,627.20	
		TESORO CORP	7,962	55.84	444,598.08	
		TEXAS INSTRUMENTS	83,831	31.74	2,660,795.94	
		TEXTRON	14,514	64.14	930,927.96	
		THE COOPER COS INC	2,641	43.67	115,332.47	
		THE HERSHEY COMPANY	9,318	39.92	371,974.56	
		THE ST JOE COMPANY	4,100	30.50	125,050.00	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	24,706	57.56	1,422,077.36	
		TIFFANY & CO	7,984	47.12	376,206.08	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	TIM HORTONS INC	11,054	39.07	431,879.78	
		TIME WARNER CABLE-A	10,527	25.74	270,964.98	
		TIME WARNER INC	220,180	17.30	3,809,114.00	
		TJX COMPANIES INC	26,600	29.34	780,444.00	
		TOLL BROTHERS INC	7,604	21.23	161,432.92	
		TORCHMARK CORP	5,574	62.23	346,870.02	
		TRANSOCEAN INC	16,868	118.25	1,994,641.00	
		TRAVELERS COS INC/THE	38,808	52.72	2,045,957.76	
		TYCO ELECTRONICS LTD	28,879	35.02	1,011,342.58	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	28,879	38.73	1,118,483.67	
		TYSON FOODS INC-CL A	15,748	15.06	237,164.88	
		ULTRA PETROLEUM CORP	8,890	66.88	594,563.20	
		UNION PACIFIC CORP	15,007	126.48	1,898,085.36	
		UNIONBANCAL CORPORATION	3,198	50.37	161,083.26	
		UNISYS CORP	20,246	5.67	114,794.82	
		UNITED PARCEL SERVICE -CL B	39,574	72.01	2,849,723.74	
		UNITED STATES STEEL CORP	6,944	89.58	622,043.52	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	55,246	74.30	4,104,777.80	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	78,314	53.42	4,183,533.88	
		UNUM GROUP	20,029	24.08	482,298.32	
		US BANCORP COM	101,575	31.43	3,192,502.25	
		VALERO ENERGY CORP	32,056	67.66	2,168,908.96	
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	7,439	49.31	366,817.09	
		VERISIGN INC	14,150	36.06	510,249.00	
		VERIZON COMMUNICATIONS	169,642	43.69	7,411,658.98	
		VERTEX PHARMACEUTICALS	7,645	25.71	196,552.95	
		VF CORP	5,254	76.97	404,400.38	
		VIACOM INC CLSS B	35,019	41.46	1,451,887.74	
		VIRGIN MEDIA INC	16,147	18.73	302,433.31	
		VULCAN MATERIALS CO	5,612	82.77	464,505.24	
		WACHOVIA CORP	115,566	39.14	4,523,253.24	
		WALGREEN CO	58,296	39.97	2,330,091.12	
		WAL-MART STORES	144,548	46.34	6,698,354.32	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	WASHINGTON MUTUAL	51,542	19.94	1,027,747.48	
		WASHINGTON POST -CL B	320	809.22	258,950.40	
		WASTE MANAGEMENT INC	30,230	34.35	1,038,400.50	
		WATERS CORPORATION	5,937	76.57	454,596.09	
		WEATHERFORD INTL LTD	19,711	61.45	1,211,240.95	
		WELLPOINT INC	35,896	81.63	2,930,190.48	
		WELLS FARGO COMPANY	188,928	31.14	5,883,217.92	
		WENDY'S INTERNATIONAL INC	5,110	29.48	150,642.80	
		WESTERN DIGITAL	12,941	26.57	343,842.37	
		WESTERN UNION	45,194	22.64	1,023,192.16	
		WEYERHAEUSER CO	12,589	71.78	903,638.42	
		WHIRLPOOL CORP	4,565	76.16	347,670.40	
		WHOLE FOODS MARKET INC	8,277	45.31	375,030.87	
		WILLIAMS COS	35,040	34.91	1,223,246.40	
		WILLIAMS-SONOMA INC	5,516	27.38	151,028.08	
		WILLIS GROUP HOLDING LTD	8,282	39.13	324,074.66	
		WISCONSIN ENERGY CORP	6,865	47.02	322,792.30	
		WR BERKLEY CORP	9,630	28.67	276,092.10	
		WRIGLEY (WM.) JR CO	11,275	62.14	700,628.50	
		WYETH	78,609	47.78	3,755,938.02	
		WYNDHAM WORLDWIDE CORP	10,640	27.95	297,388.00	
		WYNN RESORTS LTD	3,244	134.50	436,318.00	
		XCEL ENERGY INC	23,753	22.15	526,128.95	
		XEROX CORP	54,820	15.82	867,252.40	
		XILINX INC	17,431	22.97	400,390.07	
		XL CAPITAL LTD - CLASS A	10,231	63.20	646,599.20	
		XM SATELLITE RADIO HOLD-CL A	17,863	13.98	249,724.74	
		XTO ENERGY INC	21,508	63.58	1,367,478.64	
		YAHOO! INC	70,660	26.82	1,895,101.20	
		YUM! BRANDS INC	30,599	38.07	1,164,903.93	
		ZIMMER HOLDINGS INC	13,796	65.38	901,982.48	
		ZIONS BANCORPORATION	6,353	51.95	330,038.35	
	計	銘柄数 :	590		760,146,279.32	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式					(84,399,041,392)	
		組入時価比率 :	50.9%		52.0%	
	カナダドル	ABER DIAMOND CORP	3,402	37.95	129,105.90	
		ACE AVIATION HOLDINGS A	4,677	27.38	128,056.26	
		AGNICO-EAGLE MINES	7,850	49.50	388,575.00	
		AGRIUM	7,820	54.20	423,844.00	
		ALIMENTATION COUCHE-T. B	8,117	18.51	150,245.67	
		ARC ENERGY TRUST	5,920	19.14	113,308.80	
		ASTRAL MEDIA	2,946	44.56	131,273.76	
		BANK MONTREAL	29,227	56.66	1,656,001.82	
		BANK NOVA SCOTIA	57,851	49.55	2,866,517.05	
		BARRICK GOLD CORP	50,573	39.84	2,014,828.32	
		BCE INC	15,469	40.08	619,997.52	
		BIOVAIL CORPORATION	8,450	16.30	137,735.00	
		BOMBARDIER B	83,752	5.48	458,960.96	
		BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	28,862	33.49	966,588.38	
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	12,725	20.80	264,680.00	
		CAE	14,750	11.90	175,525.00	
		CAMECO CORP	20,654	41.19	850,738.26	
		CANADIAN IMPERIAL BANK	19,722	88.08	1,737,113.76	
		CANADIAN NAT RESOURCES	31,510	70.83	2,231,853.30	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	29,642	47.16	1,397,916.72	
		CANADIAN OIL SANDS TRUST	13,686	34.54	472,714.44	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	9,050	62.68	567,254.00	
		CANADIAN TIRE CORP A	4,592	73.80	338,889.60	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	2,876	50.08	144,030.08	
		CANETIC RESOURCES TRUST	13,139	14.05	184,602.95	
		CANFOR CORPORATION	5,506	7.95	43,772.70	
		CELESTICA INC	11,500	6.04	69,460.00	
		CGI GROUP INC	17,242	10.61	182,937.62	
		CI FINANCIAL INCOME FUND	3,526	25.45	89,736.70	
		COGNOS INC	5,300	55.68	295,104.00	
		COTT CORP	4,250	5.79	24,607.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	DUVERNAY OIL CORP	2,650	28.27	74,915.50	
		ELDORADO GOLD CORP	20,100	5.48	110,148.00	
		ENBRIDGE INC	20,363	36.61	745,489.43	
		ENCANA CORP	44,622	66.25	2,956,207.50	
		ENERPLUS RESOURCES FUND	7,176	40.28	289,049.28	
		ENSIGN ENERGY SERVICES	7,500	15.48	116,100.00	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS	1,038	269.03	279,253.14	
		FINNING INTERNATIONAL INC	10,500	25.85	271,425.00	
		FIRST CALGARY PETROLEUMS	14,850	3.05	45,292.50	
		FIRST QUANTUM MINERALS	3,900	92.62	361,218.00	
		FORDING CANADIAN COAL TRUST	8,650	31.08	268,842.00	
		FORTIS	8,991	27.02	242,936.82	
		GILDAN ACTIVEWEAR INC	6,700	40.36	270,412.00	
		GOLDCORP INC	41,162	31.32	1,289,193.84	
		GREAT-WEST LIFE CO INC	15,621	33.84	528,614.64	
		HARVEST ENERGY TRUST	7,659	23.16	177,382.44	
		HUSKY ENERGY INC	14,900	40.69	606,281.00	
		IGM FINANCIAL INC	6,950	51.59	358,550.50	
		IMPERIAL OIL	19,150	51.15	979,522.50	
		IVANHOE MINES LTD	14,250	12.50	178,125.00	
		JEAN COUTU GROUP INC A	8,236	12.20	100,479.20	
		KINROSS GOLD CORP	34,607	16.94	586,242.58	
		LOBLAW COMPANIES LTD	6,400	34.54	221,056.00	
		LUNDIN MINING CORP	19,216	10.17	195,426.72	
		MAGNA INTERNATIONAL A	5,400	86.46	466,884.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	90,496	39.80	3,601,740.80	
		MDS INC	7,187	20.10	144,458.70	
		METHANEX CORP	5,994	26.13	156,623.22	
		MI DEVELOPMENTS INC-W/I CL A	2,821	29.01	81,837.21	
		NATIONAL BANK OF CANADA	9,329	51.03	476,058.87	
		NEXEN INC	27,600	29.60	816,960.00	
		NIKO RESOURCES	2,525	98.50	248,712.50	
		NORTEL NETWORKS CORP	25,375	17.95	455,481.25	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	NOVA CHEMICALS CORP	4,800	31.20	149,760.00	
		ONEX CORPORATION	5,985	36.57	218,871.45	
		OPEN TEXT CORP	2,950	32.08	94,636.00	
		OPTI CANADA	10,172	20.40	207,508.80	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	4,250	32.24	137,020.00	
		PENN WEST ENERGY TRUST	13,947	27.50	383,542.50	
		PETRO-CANADA	28,953	51.64	1,495,132.92	
		POTASH CORP SASKATCHEWAN	18,400	110.22	2,028,048.00	
		POWER CORP OF CANADA	20,099	38.34	770,595.66	
		POWER FINANCIAL CORP	14,373	39.61	569,314.53	
		PRECISION DRILLING TRUST	3,550	16.02	56,871.00	
		PRIMWEST ENERGY TRUST	8,432	26.62	224,459.84	
		PROVIDENT ENERGY TRUST	12,457	11.71	145,871.47	
		QUEBECOR WORLD INC	4,950	3.02	14,949.00	
		RESEARCH IN MOTION	29,364	105.21	3,089,386.44	
		RITCHIE BROS. AUCTIONEER	1,700	70.27	119,459.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS B	29,190	45.48	1,327,561.20	
		RONA INC	6,719	16.87	113,349.53	
		ROYAL BANK OF CANADA	74,801	51.14	3,825,323.14	
		SAPUTO INC	4,278	50.90	217,750.20	
		SHAW COMMUNICATIONS INC-B	20,440	23.91	488,720.40	
		SHERRITT INTERNATIONAL CORP	13,400	14.02	187,868.00	
		SHOPPERS DRUG MART CORP	11,335	53.43	605,629.05	
		SNC-LAVALIN GROUP INC	8,888	48.66	432,490.08	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	33,300	52.04	1,732,932.00	
		SUNCOR ENERGY	26,879	99.50	2,674,460.50	
		TALISMAN ENERGY	61,320	18.23	1,117,863.60	
		TECK COMINCO LIMITED-CL B	25,245	40.99	1,034,792.55	
		TELUS CORPORATION	3,450	50.23	173,293.50	
		TELUS CORPORATION NON VTG	9,252	48.63	449,924.76	
		THOMSON CORP	13,050	41.00	535,050.00	
		TRANSALTA CORP	11,809	33.04	390,169.36	
		TRANSCANADA CORP	31,364	39.00	1,223,196.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	TRICAN WELL SERVICE	7,050	18.13	127,816.50	
		TSX GROUP INC	4,054	49.05	198,848.70	
		UTS ENERGY CORP	24,950	5.66	141,217.00	
		WESTON (GEORGE)	3,039	54.97	167,053.83	
		YAMANA GOLD	30,953	12.75	394,650.75	
		YELLOW PAGES INCOME FUND	14,688	14.10	207,100.80	
	計	銘柄数 : 103			64,429,383.27	
					(7,346,238,280)	
		組入時価比率 : 4.4%			4.5%	
株式	ユーロ	ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA	13,922	22.91	318,953.02	
		ACCIONA S.A.	1,671	223.25	373,050.75	
		ACCOR	11,166	58.84	657,007.44	
		ACERINOX SA	9,222	18.83	173,650.26	
		ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	12,373	43.20	534,513.60	
		ADIDAS AG	11,897	46.45	552,615.65	
		ADP	2,024	77.24	156,333.76	
		AEGON NV	85,361	12.63	1,078,109.43	
		AGFA GEVAERT NV	7,373	7.69	56,698.37	
		AGUAS DE BARCELONA	3,506	27.55	96,590.30	
		AHOLD (KON.)	73,780	9.88	728,946.40	
		AIR FRANCE-KLM	7,298	23.72	173,108.56	
		AIR LIQUIDE	14,116	90.99	1,284,414.84	
		AKZO NOBEL	15,887	51.79	822,787.73	
		ALCATEL-LUCENT	134,981	5.52	745,095.12	
		ALLEANZA ASSICURAZIONI	24,572	9.02	221,639.44	
		ALLIANZ SE-REG	26,247	141.77	3,721,037.19	
		ALLIED IRISH BANKS	51,307	14.62	750,364.87	
		ALPHA BANK A.E.	22,658	24.92	564,637.36	
		ALSTOM	6,076	141.45	859,450.20	
		ALTADIS SA	14,968	49.45	740,167.60	
		ALTANA AG	4,083	17.41	71,085.03	
		AMER SPORTS CORPORATION	4,213	18.40	77,519.20	
		ANDRITZ AG	2,256	38.44	86,720.64	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	ANTENE 3 TELEVISION	4,830	11.09	53,564.70	
		ARCANDOR AG	3,658	20.31	74,293.98	
		ARCELORMITTAL	53,038	48.04	2,547,945.52	
		ARNOLDO MONDADORI EDITORE	6,839	6.09	41,649.51	
		ASML HOLDING NV	23,944	22.35	535,148.40	
		ASSICURAZIONI GENERALI	61,626	31.64	1,949,846.64	
		ATLANTIA SPA	15,053	26.32	396,194.96	
		ATOS ORIGIN	4,000	35.82	143,280.00	
		AUTOGRILL SPA	5,957	12.08	71,960.56	
		AXA	91,857	27.14	2,492,998.98	
		BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	64,540	3.75	242,186.35	
		BANCA POPOLARE MILANO	24,255	10.45	253,464.75	
		BANCO BILBAO VIZCAYA-ARGENTARIA	219,036	16.68	3,653,520.48	
		BANCO BPI SA	13,325	5.49	73,154.25	
		BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	126,630	3.07	388,754.10	
		BANCO ESPIRITO SANTO SA	13,062	15.63	204,159.06	
		BANCO POPOLARE SPA	39,082	14.34	560,435.88	
		BANCO POPULAR ESPANOL	49,722	11.90	591,691.80	
		BANCO SANTANDER CENTRAL	365,509	14.78	5,402,223.02	
		BANK OF IRELAND	57,578	10.06	579,234.68	
		BANK OF PIRAEUS	18,636	25.98	484,163.28	
		BARCO NV NPV	674	49.60	33,430.40	
		BASF	29,202	90.16	2,632,852.32	
		BAYER	42,436	54.05	2,293,665.80	
		BEIERSDORF	5,155	52.44	270,328.20	
		BEKAERT NV	700	93.49	65,443.00	
		BELGACOM SA	9,877	33.84	334,237.68	
		BIC	1,574	49.10	77,283.40	
		BILFINGER + BERGER AG	2,152	56.51	121,609.52	
		BNP PARIBAS	49,067	71.46	3,506,327.82	
		BOUYGUES ORD	12,994	61.04	793,153.76	
		BRISA AUTO-ESTRADAS-PRIV	17,532	10.09	176,897.88	
		BULGARI	8,754	10.04	87,890.16	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	BUSINESS OBJECTS	5,730	41.39	237,164.70	
		BWIN INTERACTIVE ENTERTAINMENT	1,153	22.03	25,400.59	
		C&C GROUP PLC	18,950	4.33	82,053.50	
		CAP GEMINI SA	8,017	39.75	318,675.75	
		CARGOTEC CORP-B SHARE	2,233	36.35	81,169.55	
		CARREFOUR	35,016	50.32	1,762,005.12	
		CASINO ORD	2,529	75.60	191,192.40	
		CELESIO AG	4,937	37.53	185,285.61	
		CIMPOR CIMENTOS DE PORTUGAL	11,532	6.08	70,114.56	
		CINTRA CONCESIONES DE INFRAESTRUC-RIGHTS	11,931	0.57	6,800.67	
		CINTRA CONCESIONS DE INFRAE	11,931	11.49	137,087.19	
		CMB CIE MARITIME BELGE	829	62.90	52,144.10	
		CNP ASSURANCES	2,587	80.49	208,227.63	
		COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	9,555	28.00	267,540.00	
		COFINIMMO	497	124.95	62,100.15	
		COLRUYT NV	962	142.17	136,767.54	
		COMMERZBANK AG	36,485	25.73	938,759.05	
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	19,459	69.13	1,345,200.67	
		CONTINENTAL	8,974	90.92	815,916.08	
		CORIO NV	2,334	53.76	125,475.84	
		CORPORATE EXPRESS	8,330	6.45	53,728.50	
		COSMOTE MOBILE COMMUNICATION	6,845	26.26	179,749.70	
		CREDIT AGRICOLE SA	38,502	23.27	895,941.54	
		CREDITO ITALIANO ORD	545,763	5.51	3,009,882.94	
		CRH	31,885	24.08	767,790.80	
		DAIMLER AG	54,135	66.55	3,602,684.25	
		DASSAULT SYSTEMES SA	3,330	37.61	125,241.30	
		DCC PLC	4,699	19.00	89,281.00	
		DELHAIZE GROUP	4,535	59.10	268,018.50	
		DEUTSCHE BANK	29,647	84.06	2,492,126.82	
		DEUTSCHE BOERSE AG	11,688	117.98	1,378,950.24	
		DEUTSCHE LUFTHANZA	13,382	18.22	243,820.04	
		DEUTSCHE POST AG-REG	45,729	22.17	1,013,811.93	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	DEUTSCHE POSTBANK AG	4,760	52.69	250,804.40	
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	165,667	14.81	2,453,528.27	
		DEXIA	30,590	17.81	544,807.90	
		DOUGLAS HOLDING	1,824	41.63	75,933.12	
		E.ON AG	36,397	135.49	4,931,429.53	
		EBRO PULEVA SA	4,873	14.20	69,196.60	
		EFG EUROBANK ERGASIAS	18,276	24.68	451,051.68	
		ELAN CORPORATION PLC	27,320	15.82	432,202.40	
		ELISA CORPORATION CLASS-A	8,677	21.45	186,121.65	
		ENEL SPA	252,877	8.23	2,081,177.71	
		ENERGIAS DE PORTUGAL SA	117,531	4.72	554,746.32	
		ENI SPA	152,151	24.20	3,682,054.20	
		ERSTE BANK DER OESTER SPARK	11,056	48.85	540,085.60	
		ESSILOR INTERNATIONAL	11,531	41.50	478,536.50	
		EURONAV SA	1,381	18.53	25,589.93	
		EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	19,129	22.95	439,010.55	
		FIAT SPA	41,491	19.46	807,414.86	
		FINMECCANICA SPA	17,387	20.83	362,171.21	
		FLUGHAFEN WIEN	601	77.90	46,817.90	
		FOLLI-FOLLIE S.A.	910	27.20	24,752.00	
		FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	2,671	59.65	159,325.15	
		FORTIS	120,627	18.03	2,174,904.81	
		FORTUM OYJ	26,049	29.31	763,496.19	
		FRANCE TELECOM SA	106,636	25.94	2,766,137.84	
		FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO.KGAA	11,071	35.72	395,456.12	
		FUGRO CERT	3,370	53.61	180,665.70	
		GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	9,953	30.79	306,452.87	
		GAS NATURAL SDG	6,542	43.26	283,006.92	
		GAZ DE FRANCE	11,500	38.83	446,545.00	
		GECINA	720	113.54	81,748.80	
		GESTEVISION TELECINCO SA	5,766	18.24	105,171.84	
		GRAFTON GRP PLC-UTS	13,147	6.73	88,479.31	
		GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO	13,047	26.40	344,440.80	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	GREENCORE GROUP	9,381	4.59	43,058.79	
		GROUPE BRUXELLES LAMBERT	4,730	84.46	399,495.80	
		GROUPE DANONE	25,917	60.56	1,569,533.52	
		GRUPO FERROVIAL	3,664	61.55	225,519.20	
		HAGEMEYER NV	34,243	4.63	158,545.09	
		HEIDELBERGER DRUCKMASCHINEN	3,262	21.75	70,948.50	
		HEINEKEN NV	14,317	45.00	644,265.00	
		HELLENIC EXCHANGES S.A. HOLDING,CLEARING	3,482	23.24	80,921.68	
		HELLENIC PETROLEUM SA	6,270	10.88	68,217.60	
		HELLENIC TECHNODOMIKI TEV S.A.	6,980	10.30	71,894.00	
		HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	21,480	25.46	546,880.80	
		HENKEL KGAA	6,033	34.67	209,164.11	
		HENKEL KGAA-VORZUG	10,412	38.30	398,779.60	
		HERMES INTERNATIONAL	4,060	83.77	340,106.20	
		HOCHTIEF	2,455	85.00	208,675.00	
		HYP0 REAL ESTATE HOLDING	11,790	36.52	430,570.80	
		IAWS GROUP PLC	7,326	15.85	116,168.38	
		IBERDROLA	218,880	11.65	2,549,952.00	
		IBERIA (LINEA AER DE ESPANA)	27,842	3.67	102,180.14	
		ICADE	1,915	45.02	86,213.30	
		IMERYS SA	1,832	57.17	104,735.44	
		IMMOEAST AG	24,203	6.93	167,726.79	
		IMMOFINANZ AG	26,647	6.52	173,738.44	
		INBEV	10,717	59.00	632,303.00	
		INDEPENDENT NEWS AND MEDIA	31,023	2.26	70,267.09	
		INDITEX	12,750	48.65	620,287.50	
		INDRA SISTEMAS SA	6,670	19.26	128,464.20	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	43,767	8.15	356,701.05	
		ING GROEP	109,809	26.15	2,871,505.35	
		INTESA SANPAOLO	450,118	5.17	2,329,360.65	
		INTESA SANPAOLO-RNC	54,496	4.84	263,760.64	
		IRISH LIFE & PERMANENT PLC	16,006	13.75	220,082.50	
		ITALCEMENTI ORD	4,089	13.26	54,220.14	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	IVG IMMOBILIEN AG	5,423	27.80	150,759.40	
		JERONIMO MARTINS	10,830	5.34	57,832.20	
		KBC GROUP SA	10,610	90.60	961,266.00	
		KERRY GROUP A	7,945	20.88	165,891.60	
		KESKO B-SHARE	3,831	38.30	146,727.30	
		KINGSPAN GROUP PLC	7,366	14.60	107,543.60	
		KLEPIERRE	4,005	32.75	131,163.75	
		KONE OYJ	4,463	49.74	221,989.62	
		KONECRANES OYJ	3,524	28.82	101,561.68	
		KONINKLIJKE DSM NV	8,558	34.29	293,453.82	
		KONINKLIJKE KPN	112,707	12.37	1,394,185.59	
		LAFARGE (FRANCE)	8,755	108.49	949,829.95	
		LAGARDERE	7,447	55.30	411,819.10	
		LINDE	7,052	81.80	576,853.60	
		LOREAL	14,636	93.10	1,362,611.60	
		LOTTOMATICA SPA	3,944	22.52	88,818.88	
		LUXOTTICA GROUP SPA	8,035	22.61	181,671.35	
		LVMH	14,316	80.77	1,156,303.32	
		M6-METROPOLE TELEVISION	3,854	18.42	70,990.68	
		MAN STAMM	6,591	105.66	696,405.06	
		MAPFRE SA	33,243	3.12	103,718.16	
		MAYR-MELNHOF KARTON	499	74.48	37,165.52	
		MEDIASET	44,871	6.83	306,693.28	
		MEDIOBANCA	28,668	16.47	472,161.96	
		MEDIOLANUM SPA	14,756	5.00	73,853.78	
		MEINL EUROPEAN LAND LTD	17,416	8.12	141,417.92	
		MERCK KGAA	3,775	80.06	302,226.50	
		METRO STAMM	9,471	64.19	607,943.49	
		METSO CORP	7,456	37.11	276,692.16	
		MICHELIN B	8,395	79.47	667,150.65	
		MLP AG	3,221	8.71	28,054.91	
		MOBISTAR SA	1,831	60.07	109,988.17	
		MOTOR OIL HELLAS	2,600	17.04	44,304.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	MUENCHENER RUCKUERSICHERVNGS F/PD REGS	12,300	121.00	1,488,300.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	23,610	45.90	1,083,699.00	
		NEOPOST SA	1,871	70.90	132,653.90	
		NESTE OIL OYJ	7,443	24.42	181,758.06	
		NOKIA	239,319	26.01	6,224,687.19	
		NOKIAN RENKAAT OYJ	6,069	27.03	164,045.07	
		OCE NV	4,524	12.19	55,147.56	
		OKO PANKKI OYJ	5,564	12.45	69,271.80	
		OMEGA PHARMA SA	1,047	41.59	43,544.73	
		OMV AG	9,643	50.50	486,971.50	
		ORION OYJ-NEW	5,110	16.54	84,519.40	
		OUTOKUMPU A	6,841	22.35	152,896.35	
		PADDY POWER PLC	2,800	23.60	66,080.00	
		PAGESJAUNES GROUP SA	7,379	15.14	111,718.06	
		PARMALAT SPA	90,960	2.65	241,271.40	
		PERNOD-RICARD	5,277	151.56	799,782.12	
		PEUGEOT SA	8,912	54.84	488,734.08	
		PHILIPS ELECTRONICS NV	66,788	28.10	1,876,742.80	
		PIRELLI & C.	166,488	0.79	132,357.96	
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	511	1,460.50	746,315.50	
		PORTUGAL TELECOM SGPS SA	46,180	9.44	435,939.20	
		PPR	4,503	119.28	537,117.84	
		PREMIERE AG	5,506	10.27	56,546.62	
		PROMOTORA DE INFOM SA -PRISA	4,381	12.41	54,368.21	
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	4,746	17.72	84,099.12	
		PT MULTIMEDIA SERVICOS	13,754	8.85	121,722.90	
		PUBLIC POWER CORP	6,060	25.28	153,196.80	
		PUBLICIS GROUP	8,168	23.95	195,623.60	
		PUMA AG	371	286.37	106,243.27	
		QIAGEN N.V	10,456	14.02	146,593.12	
		RADEX-HERAKLITH INDUSTR.	1,524	30.22	46,055.28	
		RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	2,086	103.80	216,526.80	
		RANDSTAD HOLDING NV	3,024	30.52	92,292.48	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	RAUTARUUKKI OYJ	4,879	32.52	158,665.08	
		REED ELSEVIER NV	41,920	12.28	514,777.60	
		RENAULT SA	10,824	94.46	1,022,435.04	
		REPSOL YPF.SA	46,377	25.33	1,174,729.41	
		RHEINMETALL STAMM	2,090	53.78	112,400.20	
		RWE AG	26,000	89.16	2,318,160.00	
		RWE AG-NON VTG PFD	2,264	78.31	177,293.84	
		RYANAIR HOLDINGS PLC	912	5.05	4,605.60	
		S.A. D' IETEREN N.V.	162	271.21	43,936.02	
		SACYR VALLEHERMOSO SA	4,990	30.09	150,149.10	
		SAFRAN S.A.	9,684	15.85	153,491.40	
		SAI ORD	3,997	30.63	122,428.11	
		SALZGITTER	2,401	115.38	277,027.38	
		SAMPO OYJ-A SHS	25,305	19.98	505,593.90	
		SANOFI-AVENTIS SA	59,585	59.99	3,574,504.15	
		SANOMA WSOY A	4,822	19.83	95,620.26	
		SAP AG	51,831	34.90	1,808,901.90	
		SBM OFFSHORE NV	8,187	25.86	211,715.82	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	12,699	88.63	1,125,512.37	
		SCOR SE	10,227	17.80	182,040.60	
		SEAT PAGINE GIALLE SPA	239,744	0.33	80,553.98	
		SIEMENS AG	49,745	97.30	4,840,188.50	
		SNAM RETE GAS	51,448	4.43	227,914.64	
		SOCIETE DES AUTOROUT	1,321	71.94	95,032.74	
		SOCIETE GENERALE	21,573	102.27	2,206,270.71	
		SODEXHO ALLIANCE SA	5,576	41.51	231,459.76	
		SOGECABLE	2,776	26.61	73,869.36	
		SOLARWORLD	4,864	40.73	198,110.72	
		SOLVAY	3,713	96.10	356,819.30	
		SONAE INDUSTRIA SGPS SA NEW	3,600	7.92	28,512.00	
		SONAE SGPS SA BONUS	46,526	2.07	96,308.82	
		STMICROELECTRONICS	39,894	11.23	448,009.62	
		STORA ENSO OYJ-R SHS	33,946	11.17	379,176.82	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	SUEDZUCKER AG	3,854	15.76	60,739.04	
		SUEZ	59,866	45.64	2,732,284.24	
		TECHNIP S.A.	5,920	57.24	338,860.80	
		TELECOM ITALIA SPA	625,590	2.17	1,357,530.30	
		TELECOM ITALIA-RNC	352,174	1.76	620,530.58	
		TELEFONICA S.A.	260,666	22.86	5,958,824.76	
		TELEKOM AUSTRIA AG	20,162	19.00	383,078.00	
		TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	6,806	17.54	119,377.24	
		TERNA SPA	69,665	2.69	187,921.33	
		THALES	5,147	39.51	203,357.97	
		THOMSON SA	14,405	10.51	151,396.55	
		THYSSENKRUPP AG	21,047	39.04	821,674.88	
		TIETONATOR OYJ	4,309	15.23	65,626.07	
		TITAN CEMENT CO. S.A.	3,555	31.70	112,693.50	
		TNT NV	23,472	27.41	643,367.52	
		TOTAL SA	125,852	54.32	6,836,280.64	
		TUI AG	12,469	20.01	249,504.69	
		UCB SA	6,430	32.49	208,910.70	
		UMICORE	1,449	153.88	222,972.12	
		UNIBAIL-RODAMCO	4,345	143.07	621,639.15	
		UNILEVER NV-CVA	100,211	24.22	2,427,110.42	
		UNION FENOSA SA	6,232	46.86	292,031.52	
		UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	35,484	18.91	671,002.44	
		UNIPOL GRUPPO FINANZIARIO SPA	52,038	2.23	116,174.83	
		UPM-KYMMENE	30,914	14.15	437,433.10	
		UPONOR AB	3,216	16.54	53,192.64	
		VALEO	4,084	37.00	151,108.00	
		VALLOUREC	2,788	198.19	552,553.72	
		VEDIOR NV-CVA	10,088	12.69	128,016.72	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	20,256	64.67	1,309,955.52	
		VERBUND OESTERR ELEK A	4,473	46.85	209,560.05	
		VINCI S.A.	23,378	55.00	1,285,790.00	
		VIOHALCO	5,130	10.32	52,941.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	VIVENDI SA	67,542	29.77	2,010,725.34	
		VOESTALPINE AG	6,480	50.16	325,036.80	
		VOLKSWAGEN STAMM	9,236	170.15	1,571,505.40	
		VOLKSWAGEN VORZUG	6,150	110.92	682,158.00	
		WARTSILA OYJ-B SHS	3,773	49.62	187,216.26	
		WERELDHAVE NV	1,215	71.92	87,382.80	
		WIENER STAEDTISCHE VERSICHERUNG	1,841	48.25	88,828.25	
		WIENERBERGER AG	4,661	37.16	173,202.76	
		WINCOR NIXDORF AG	1,818	60.92	110,752.56	
		WOLTERS KLUWER	17,141	21.88	375,045.08	
		YIT OYJ	7,413	17.52	129,875.76	
		ZARDOYA OTIS SA	6,735	22.10	148,843.50	
		ZELTIA SA	9,358	7.12	66,628.96	
		ZODIAC SA	2,264	42.75	96,786.00	
	計	銘柄数： 302			197,904,615.02	
					(32,266,368,432)	
		組入時価比率： 19.5%			19.9%	
株式	英ポンド	3I GROUP PLC	22,916	10.44	239,243.04	
		AEGIS GROUP PLC	50,497	1.15	58,071.55	
		AGGREKO PLC	14,877	5.22	77,657.94	
		AMEC	19,388	7.15	138,721.14	
		ANGLO AMERICAN PLC	78,595	30.86	2,425,441.70	
		ARM HOLDINGS	77,245	1.28	99,066.71	
		ARRIVA PLC	11,479	7.96	91,430.23	
		ASTRAZENECA	87,431	21.93	1,917,361.83	
		AVIVA PLC	151,662	6.61	1,003,244.13	
		BAE SYSTEMS PLC	197,043	4.88	962,555.05	
		BALFOUR BEATTY	25,039	4.76	119,185.64	
		BARCLAYS PLC	382,466	5.09	1,946,751.94	
		BARRATT DEVELOPMENTS	17,094	5.04	86,239.23	
		BBA GROUP PLC	24,097	2.11	51,025.39	
		BELLWAY PLC	6,701	10.01	67,077.01	
		BG GROUP PLC	198,420	9.73	1,930,626.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	BHP BILLITON PLC	134,983	16.02	2,162,427.66	
		BIFFA PLC	20,139	2.56	51,606.18	
		BOVIS HOMES GROUP PLC	6,939	6.11	42,397.29	
		BP PLC	1,118,376	5.87	6,564,867.12	
		BRITISH AIRWAYS	33,432	3.45	115,507.56	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	89,728	18.18	1,631,255.04	
		BRITISH ENERGY GROUP PLC	59,996	4.90	294,430.37	
		BRITISH SKY BROADCASTING	66,585	6.24	415,490.40	
		BT GROUP PLC	478,542	2.82	1,350,684.79	
		BUNZL PLC	19,553	6.67	130,418.51	
		BURBERRY GROUP PLC	25,405	5.82	147,857.10	
		CABLE & WIRELESS	139,485	1.83	255,257.55	
		CADBURY SCHWEPPE	122,880	6.12	752,640.00	
		CAPITA GROUP PLC	35,026	6.69	234,323.94	
		CARNIVAL PLC	9,993	21.13	211,152.09	
		CARPHONE WAREHOUSE GROUP	23,604	3.35	79,250.43	
		CATTLES PLC	20,986	3.08	64,741.81	
		CENTRICA	214,492	3.56	763,591.52	
		CHARTER	9,742	9.22	89,869.95	
		CLOSE BROTHERS GROUP PLC	7,742	9.25	71,613.50	
		COBHAM PLC	65,836	1.99	131,013.64	
		COMPASS GROUP PLC	116,386	2.87	334,609.75	
		COOKSON GROUP PLC	12,314	7.47	92,047.15	
		CSR (GB)	7,511	6.11	45,929.76	
		DAILY MAIL&GENERAL TST-A NV	17,114	5.74	98,319.93	
		DAVIS SERVICE GROUP PLC	10,002	5.19	51,910.38	
		DE LA RUE PLC	8,773	7.74	67,903.02	
		DIAGEO PLC	155,548	10.83	1,684,584.84	
		DSG INTERNATIONAL PLC	107,089	1.13	121,117.65	
		ELECTROCOMPONENTS	25,441	2.23	56,860.63	
		EMAP PLC	12,531	8.90	111,525.90	
		ENTERPRISE INNS PLC	31,479	5.44	171,403.15	
		EXPERIAN GROUP LTD	59,745	4.18	249,734.10	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	FIRSTGROUP PLC	25,420	7.25	184,295.00	
		FKI	34,450	0.76	26,268.12	
		FRIENDS PROVIDENT PLC	106,794	1.56	167,132.61	
		G4S PLC	66,913	2.08	139,513.60	
		GALIFORM PLC	34,555	1.01	34,986.93	
		GKN PLC ORD	40,896	3.16	129,231.36	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	334,139	11.88	3,969,571.32	
		HAYS PLC	84,421	1.17	99,405.72	
		HBOS PLC	219,014	7.59	1,663,411.33	
		HOME RETAIL GROUP	51,279	3.75	192,552.64	
		HSBC HOLDINGS	684,411	8.44	5,776,428.84	
		ICAP PLC	30,249	5.95	180,132.79	
		IMI	19,443	4.84	94,152.72	
		IMPERIAL CHEMICAL ICI	69,852	6.62	462,769.50	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	39,593	24.44	967,652.92	
		INCHCAPE PLC	25,720	4.29	110,467.40	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	17,482	9.45	165,292.31	
		INTERNATIONAL POWER PLC	87,661	4.68	410,691.78	
		INTERTEK GROUP PLC	9,092	9.66	87,874.18	
		INVENSYS PLC	46,225	2.46	113,944.62	
		INVESCO PLC	46,685	6.41	299,250.85	
		INVESTEC PLC	22,892	5.28	120,984.22	
		ITV PLC	227,286	0.86	195,465.96	
		JOHNSON MATTHEY	12,686	16.81	213,251.66	
		KELDA GROUP PLC	16,011	9.42	150,903.67	
		KESA ELECTRICALS PLC	30,631	2.71	83,163.16	
		KINGFISHER PLC	136,874	1.73	237,613.26	
		LADBROKES PLC	36,562	3.39	123,945.18	
		LEGAL & GENERAL GROUP	381,915	1.23	471,665.02	
		LLOYDS TSB GROUP	329,587	4.81	1,586,137.43	
		LOGICACMG	89,335	1.32	118,145.53	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	8,787	18.72	164,492.64	
		MAN GROUP PLC	105,605	5.27	557,066.37	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	MARKS&SPENCER GROUP PLC	99,395	6.19	615,255.05	
		MEGGITT PLC	38,030	3.23	123,122.12	
		MISYS PLC	29,387	2.24	65,826.88	
		MITCHELLS & BUTLERS PLC	23,369	6.54	152,833.26	
		MONDI PLC	21,488	4.12	88,530.56	
		NATIONAL EXPRESS GROUP PLC	7,596	11.86	90,088.56	
		NATIONAL GRID PLC	157,681	7.94	1,252,775.54	
		NEXT PLC	13,064	18.64	243,512.96	
		OLD MUTUAL PLC	305,426	1.61	491,735.86	
株式	英ポンド	PAGE (MICHAEL) INT'L	19,379	3.18	61,673.66	
		PARTYGAMING	50,699	0.27	13,942.22	
		PEARSON	47,149	7.34	346,073.66	
		PERSIMMON PLC	16,781	8.28	138,946.68	
		PREMIER FARNELL PLC	21,164	1.44	30,634.89	
		PRUDENTIAL PLC	143,762	6.58	945,953.96	
		PUNCH TAVERNS PLC	15,435	9.02	139,300.87	
		RANK GROUP	22,754	0.89	20,364.83	
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	35,634	27.87	993,119.58	
		REED ELSEVIER PLC	74,790	5.91	442,008.90	
		RENTOKIL INITIAL PLC	106,053	1.50	159,291.60	
		RESOLUTION PLC	40,071	7.04	282,300.19	
		REUTERS GROUP PLC	73,550	6.15	452,332.50	
		REXAM PLC	37,513	4.85	182,031.83	
		RIO TINTO PLC REG	58,519	53.80	3,148,322.20	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	105,580	5.28	557,990.30	
		ROLLS-ROYCE REDEEMABLE B SHS	4,221,840	0.00	4,644.02	
		ROYAL & SUN ALLIANCE INS	185,570	1.48	274,829.17	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND	585,154	4.26	2,495,681.81	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	214,497	19.44	4,169,821.68	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	161,260	19.23	3,101,029.80	
		SABMILLER PLC	52,702	13.44	708,314.88	
		SAGE GROUP PLC (THE)	76,095	2.12	161,701.87	
		SAINSBURY (J)	91,359	4.13	377,769.46	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	SCHRODERS PLC	6,561	14.18	93,034.98	
		SCOTTISH & NEWCASTLE	46,885	7.57	354,919.45	
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	50,377	16.25	818,626.25	
		SERCO GROUP PLC	27,788	4.52	125,601.76	
		SEVERN TRENT PLC	13,694	14.09	192,948.46	
		SIGNET GROUP PLC	98,641	0.81	80,392.41	
		SMITH & NEPHEW PLC	54,516	5.73	312,376.68	
		SMITHS GROUP PLC	22,489	10.52	236,584.28	
		SSL INTERNATIONAL PLC	11,133	5.21	58,002.93	
		STAGECOACH GROUP PLC	31,003	2.40	74,407.20	
		STANDARD LIFE PLC	123,095	2.51	309,276.18	
		TATE & LYLE	28,438	4.32	122,923.25	
		TAYLOR WIMPEY PLC	66,526	2.00	133,052.00	
		TESCO	463,401	4.84	2,245,177.84	
		THE BERKELEY GRP HOLDINGS	4,943	14.63	72,316.09	
		THOMAS COOK GROUP PLC	28,297	2.91	82,344.27	
		TOMKINS PLC	50,938	1.89	96,400.16	
		TRAVIS PERKINS PLC	6,721	13.52	90,867.92	
		TRINITY MIRROR PLC	17,135	3.44	58,987.23	
		TUI TRAVEL PLC	32,336	2.75	89,166.52	
		TULLETT PREBON PLC	10,497	4.59	48,181.23	
		UNILEVER PLC	76,567	17.83	1,365,189.61	
		UNITED UTILITIES	51,430	7.01	360,524.30	
		UNOTED BUSINESS MEDIA PLC	14,835	6.63	98,356.05	
		VODAFONE GROUP PLC	3,089,618	1.91	5,910,439.23	
		WHITBREAD PLC	11,526	15.15	174,618.90	
		WILLIAM HILL PLC	20,495	5.25	107,598.75	
		WOLSELEY	38,589	6.85	264,334.65	
		WPP GROUP PLC	67,893	5.88	399,210.84	
		XSTRATA	36,911	32.81	1,211,049.91	
		YELL GROUP PLC	45,545	4.16	189,694.92	
	計	銘柄数 :	146		87,266,268.08	
					(19,925,506,990)	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式		組入時価比率： 12.0%			12.3%	
	スイスフラン	ABB LTD	122,739	30.80	3,780,361.20	
		ADECCO SA-REG	7,701	63.85	491,708.85	
		CIBA SPECIALTY CHEMICALS-REG	4,097	49.82	204,112.54	
		CIE FINANC RICHEMONT-UTS A	30,506	73.00	2,226,938.00	
		CLARIANT AG-REG	13,451	11.64	156,569.64	
		CREDIT SUISSE GROUP	63,935	67.10	4,290,038.50	
		GEBERIT AG-REG	2,294	160.70	368,645.80	
		GIVAUDAN-REG	380	1,100.00	418,000.00	
		HOLCIM LTD-REG	11,727	121.10	1,420,139.70	
		KUDELSKI SA-BEARER	2,098	21.34	44,771.32	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG REG	3,135	116.50	365,227.50	
		KUONI REISEN NAMEN B	164	574.00	94,136.00	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	9,607	38.30	367,948.10	
		LONZA AG-REG	2,636	127.20	335,299.20	
		NESTLE SA-REGISTERED	23,419	547.50	12,821,902.50	
		NOBEL BIO CARE HOLDING AG	1,376	328.00	451,328.00	
		NOVARTIS NAMEN	135,562	59.15	8,018,492.30	
		OC OERLIKON CORP AG REG	372	559.50	208,134.00	
		PSP SWISS PROPERTY AG	2,604	57.65	150,120.60	
		RIETER HOLDING AG	257	583.50	149,959.50	
		ROCHE HOLDING GENUSS	41,059	198.40	8,146,105.60	
		SCHINDLER HOLDINGS-PART CERT	2,957	73.00	215,861.00	
		SGS SA	274	1,381.00	378,394.00	
		SONOVA HOLDING AG-REG	2,697	126.50	341,170.50	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	453	318.75	144,393.75	
		SULZER	170	1,732.00	294,440.00	
		SWISS LIFE HOLDING-REG	1,974	286.75	566,044.50	
		SWISS RE-REG	20,789	97.55	2,027,966.95	
		SWISSCOM AG-REG	1,326	415.25	550,621.50	
		SYNGENTA AG	6,080	261.25	1,588,400.00	
		SYNTHES INC	3,468	134.10	465,058.80	
		THE SWATCH GROUP AG-B	1,891	330.25	624,502.75	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スイスフラン	THE SWATCH GROUP AG-REG	3,043	65.20	198,403.60	
		UBS AG-REG	116,875	52.95	6,188,531.25	
		ZURICH FINANCIAL SERVICES	8,487	315.25	2,675,526.75	
	計	銘柄数 : 35			60,769,254.20	
					(6,042,894,637)	
		組入時価比率 : 3.6%			3.7%	
株式	スウェーデン クローナ	ALFA LAVAL AB	5,550	387.00	2,147,850.00	
		ASSA ABLOY AB-B	18,141	131.25	2,381,006.25	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	39,263	94.50	3,710,353.50	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	24,348	86.75	2,112,189.00	
		AXFOOD AB	1,662	227.00	377,274.00	
		BILLERUD AKTIEBOLAG	2,600	74.25	193,050.00	
		BOLIDEN AB	16,806	88.75	1,491,532.50	
		CASTELLUM AB	8,915	69.75	621,821.25	
		D CARNEGIE & CO AB	3,948	129.50	511,266.00	
		ELECTROLUX AB-SER B	14,899	113.50	1,691,036.50	
		ELEKTA AB-B SHS	5,050	119.25	602,212.50	
		ENIRO AB	10,550	75.25	793,887.50	
		ENIRO AB-RED RIGHTS	10,550	2.30	24,265.00	
		ERICSSON (LM) B	866,658	18.22	15,790,508.76	
		FABEGE AB	8,200	69.00	565,800.00	
		GETINGE AB-B SHS	9,913	171.50	1,700,079.50	
		HENNES & MAURITZ B	27,737	408.00	11,316,696.00	
		HOGANAS AB-B	1,407	134.50	189,241.50	
		HOLMEN AB-B SHARES	3,108	230.00	714,840.00	
		HUSQVARNA AB-B SHS	16,464	71.50	1,177,176.00	
		KUNGSLEDEN AB	7,950	85.25	677,737.50	
		LUNDIN PETROLEUM AB	13,725	65.00	892,125.00	
		MODERN TIMES GROUP-B SHS	3,000	424.50	1,273,500.00	
		NOBIA	8,512	54.50	463,904.00	
		NORDEA BANK AB	121,216	105.70	12,812,531.20	
		OMX AB	4,839	271.00	1,311,369.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スウェーデン クローナ	ORIFLAME COSMERICS SA-SDR	2,350	373.50	877,725.00	
		SANDVIK AB	55,549	111.75	6,207,600.75	
		SAS AB	4,369	103.50	452,191.50	
		SCANIA AB-B SHS	21,000	143.75	3,018,750.00	
		SECURITAS AB-B SHS	18,350	83.00	1,523,050.00	
		SECURITAS DIRECT AB-B SHS	18,750	27.30	511,875.00	
		SECURITAS SYSTEMS AB-B SHS	17,750	20.40	362,100.00	
		SKAND. ENSKILDA BANKEN A	27,099	167.50	4,539,082.50	
		SKANSKA AB-B SHS	22,066	120.00	2,647,920.00	
		SKF AB-B SHARES	23,696	108.75	2,576,940.00	
		SSAB SVENSKT STAL AB-SER A	11,114	162.00	1,800,468.00	
		SSAB SVENSKT STAL AB-SER B	4,857	146.00	709,122.00	
		SVENSKA CELLULOOSA AB-B SHS	32,900	109.25	3,594,325.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	28,800	194.00	5,587,200.00	
		SWEDISH MATCH	15,586	150.00	2,337,900.00	
		TELE2 AB - B SHS	17,839	144.75	2,582,195.25	
		TELIASONERA	131,000	61.75	8,089,250.00	
		TRELLEBORG B	4,800	143.25	687,600.00	
		VOLVO AB-A SHS	27,688	107.25	2,969,538.00	
		VOLVO AB-B SHS	63,550	107.25	6,815,737.50	
		WIHLBORGS FASTIGHETER AB	1,594	112.25	178,926.50	
	計	銘柄数 :	47		123,612,749.46	
					(2,178,056,645)	
		組入時価比率 :	1.3%		1.3%	
株式	ノルウェー クローネ	ACERGY S.A	11,336	131.25	1,487,850.00	
		AKER KVAERNER	9,590	170.25	1,632,697.50	
		DET NORSKE OLJESELSKAP ASA	44,194	9.59	423,820.46	
		DNB NOR ASA	43,006	85.20	3,664,111.20	
		FRONTLINE LTD	3,000	212.50	637,500.00	
		MARINE HARVEST	153,130	4.10	627,833.00	
		NORSK HYDRO ASA	42,320	75.50	3,195,160.00	
		NORSKE SKOGINDUSTRIER ASA	9,272	37.25	345,382.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ノルウェー クローネ	OCEAN RIG	9,749	40.00	389,960.00	
		ORKLA ASA	48,690	97.00	4,722,930.00	
		PETROLEUM GEO-SERVICES	9,947	145.25	1,444,801.75	
		PROSAFE SE	10,720	94.00	1,007,680.00	
		RENEWABLE ENERGY CORP AS	10,100	261.00	2,636,100.00	
		SCHIBSTED ASA	2,741	259.00	709,919.00	
		SEADRILL LTD	14,575	114.25	1,665,193.75	
		STATOILHYDRO ASA	75,344	168.10	12,665,326.40	
		STOLT-NIELSEN SA	2,147	140.50	301,653.50	
		STOREBRAND ORD	13,147	69.40	912,401.80	
		TANDBERG ASA	6,714	118.00	792,252.00	
		TELENOR ASA	49,090	128.00	6,283,520.00	
		TGS NOPEC GEOPHYSICAL CO ASA	6,147	80.70	496,062.90	
		TOMRA SYSTEMS ASA	8,581	36.40	312,348.40	
		YARA INTERNATIONAL ASA	10,596	186.00	1,970,856.00	
	計	銘柄数 :	23		48,325,359.66	
					(983,421,069)	
		組入時価比率 :	0.6%		0.6%	
株式	デンマーク クローネ	A P MOLLER-MAERSK A/S	64	66,500.00	4,256,000.00	
		BANG & OLUFSEN AS	620	537.00	332,940.00	
		CARLSBERG B	1,998	648.00	1,294,704.00	
		COLOPLAST-B	1,560	469.00	731,640.00	
		DAMPSKIBSSELSKABET TORM AS	1,650	195.75	322,987.50	
		DANISCO	2,884	383.00	1,104,572.00	
		DANSKE BANK A/S	26,555	205.50	5,457,052.50	
		DSV A/S	11,700	116.00	1,357,200.00	
		FLSMIDTH & CO A/S-B SHS	3,123	470.00	1,467,810.00	
		GN STORE NORD	11,630	40.00	465,200.00	
		H. LUNDBECK A/S	3,088	147.00	453,936.00	
		JYSKE BANK	3,435	397.50	1,365,412.50	
		NKT HOLDINGS A/S	1,393	507.00	706,251.00	
		NOVO NORDISK A/S SER-B	14,080	620.00	8,729,600.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	デンマーク クローネ	NOVOZYMES A/S	2,681	517.00	1,386,077.00	
		OSTASIATISKE KOMPAGNIS	975	359.00	350,025.00	
		SYDBANK	3,665	215.75	790,723.75	
		TOPDANMARK AS	1,000	752.00	752,000.00	
		TRYGVESTA AS	1,597	391.50	625,225.50	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	10,778	446.00	4,806,988.00	
		WILLIAM DEMANT HOLDING	1,474	438.50	646,349.00	
	計	銘柄数 :	21		37,402,693.75	
					(817,996,912)	
		組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
株式	オーストラ リアドル	ABC LEARNING CENTRES	21,865	5.86	128,128.90	
		AGL ENERGY LTD	25,170	13.30	334,761.00	
		ALUMINA LTD	65,978	6.76	446,011.28	
		AMCOR	52,312	6.76	353,629.12	
		AMP LIMITED	109,569	10.11	1,107,742.59	
		ANSELL LTD	8,531	11.70	99,812.70	
		APN NEWS & MEDIA LIMITED	17,479	5.10	89,142.90	
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	20,270	10.00	202,700.00	
		ASX LIMITED	9,984	56.18	560,901.12	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	108,122	27.70	2,994,979.40	
		AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	50,427	7.57	381,732.39	
		BABCOCK & BROWN LTD	13,513	27.70	374,310.10	
		BHP BILLITON LTD	196,134	41.15	8,070,914.10	
		BILLABONG INTERNATIONAL LTD	9,697	14.07	136,436.79	
		BLUESCOPE STEEL LTD	42,858	9.94	426,008.52	
		BORAL LIMITED	35,026	6.64	232,572.64	
		BRAMBLES LTD	82,936	12.40	1,028,406.40	
		CALTEX AUSTRALIA LIMITED	7,890	21.75	171,607.50	
		CHALLENGER FINANCIAL SERVICE	21,031	6.18	129,971.58	
		COCA-COLA AMATIL	30,597	10.37	317,290.89	
		COCHLEAR LIMITED	3,177	72.60	230,650.20	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	76,007	59.97	4,558,139.79	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	COMPUTERSHARE LIMITED	29,345	10.40	305,188.00	
		CSL LIMITED	32,092	32.70	1,049,408.40	
		CSR	54,076	3.08	166,554.08	
		DOWNER EDI LIMITED	17,437	4.92	85,790.04	
		FAIRFAX MEDIA LIMITED	68,719	4.75	326,415.25	
		FORTESCUE METALS GROUP LTD	7,310	58.50	427,635.00	
		FOSTER'S GROUP LTD	115,179	6.28	723,324.12	
		FUTURIS CORP	34,307	2.15	73,760.05	
		GOODMAN FIELDER	61,948	2.10	130,090.80	
株式		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	30,616	6.76	206,964.16	
		ILUKA RESOURCES LIMITED	13,926	4.55	63,363.30	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LIMITED	104,881	4.50	471,964.50	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	27,044	6.32	170,918.08	
		LEIGHTON HOLDINGS	8,126	58.36	474,233.36	
		LEND LEASE	21,097	18.58	391,982.26	
		LION NATHAN LIMITED	17,172	8.88	152,487.36	
		MACQUARIE AIRPORTS	39,765	4.21	167,410.65	
		MACQUARIE COMMUNICATIONS INF	25,030	5.40	135,162.00	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	15,167	80.50	1,220,943.50	
		MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	155,154	3.00	465,462.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	95,382	42.16	4,021,305.12	
		NEWCREST MINING	26,430	32.25	852,367.50	
		ONESTEEL LIMITED	43,212	6.63	286,495.56	
		ORICA LIMITED	18,175	28.12	511,081.00	
		ORIGIN ENERGY LIMITED	50,961	8.86	451,514.46	
		PACIFIC BRANDS LTD	28,755	3.21	92,303.55	
		PALADIN RESOURCES (AU)	31,682	7.17	227,159.94	
		PAPERLINX LIMITED	26,053	2.49	64,871.97	
		PERPETUAL LTD	2,166	68.71	148,825.86	
		PUBLISHING & BROADCASTING	26,153	19.27	503,968.31	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	56,466	5.86	330,890.76	
		QBE INSURANCE GROUP	50,401	30.90	1,557,390.90	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	RIO TINTO LTD (CRA)	16,700	131.21	2,191,207.00	
		SANTOS	35,153	13.30	467,534.90	
		SONIC HEALTHCARE LIMITED	18,109	17.25	312,380.25	
		SUNCORP-METWAY LIMITED	54,052	19.00	1,026,988.00	
		SYMBION HEALTH LTD	37,429	4.13	154,581.77	
		TABCORP HOLDINGS	30,677	15.00	460,155.00	
		TATTERSALLS LTD	62,857	3.89	244,513.73	
		TELSTRA CORPORATION INS RECP	167,625	4.66	781,132.50	
		TELSTRA CORPORATION-INS RECP	86,891	3.13	271,968.83	
		TOLL HOLDINGS LIMITED	31,558	13.60	429,188.80	
		TRANSURBAN GROUP	62,231	6.65	413,836.15	
		WESFARMERS LIMITED	22,529	40.00	901,160.00	
		WESFARMERS LTD-NEW	9,397	39.50	371,181.50	
		WESFARMERS LTD-PPP	9,397	40.20	377,759.40	
		WESTPAC BANKING	108,151	27.99	3,027,146.49	
		WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	27,863	46.87	1,305,938.81	
		WOOLWORTHS LIMITED	70,556	32.20	2,271,903.20	
		WORLEYPARSONS	8,682	46.20	401,108.40	
		ZINIFEX	28,456	15.39	437,937.84	
	計	銘柄数 :	73		54,480,704.32	
					(5,438,263,905)	
		組入時価比率 :	3.3%		3.3%	
株式	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	56,235	3.01	169,267.35	
		CONTACT ENERGY LIMITED	17,077	8.85	151,131.45	
		FISHER & PAYKEL IND	29,443	3.28	96,573.04	
		FISHER&PAYKEL APPLIANCES H	15,715	3.64	57,202.60	
		FLETCHER BUILDING LIMITED	29,484	11.66	343,783.44	
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	27,074	5.37	145,387.38	
		SKY NETWORK TELEVISION LTD	11,371	5.62	63,905.02	
		TELECOM CORP NEW ZEALAND	105,700	4.25	449,225.00	
		VECTOR LTD	13,637	2.33	31,774.21	
	計	銘柄数 :	9		1,508,249.49	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式					(127,431,999)	
		組入時価比率：	0.1%		0.1%	
	香港ドル	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	11,262	55.85	628,982.70	
		BANK EAST ASIA	82,369	46.40	3,821,921.60	
		BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	120,244	10.48	1,260,157.12	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	216,325	19.60	4,239,970.00	
		CATHAY PACIFIC AIRWAYS	80,937	18.84	1,524,853.08	
		CHEUNG KONG HOLDINGS	87,639	137.70	12,067,890.30	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	27,000	30.30	818,100.00	
		CLP HOLDINGS LIMITED	77,500	51.75	4,010,625.00	
		ESPRIT HOLDINGS LTD	61,181	110.00	6,729,910.00	
		FOXCONN INTERNATIONAL	122,352	17.96	2,197,441.92	
		GIORDANO INTERNATIONAL	88,000	3.98	350,240.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	120,744	32.05	3,869,845.20	
		HANG SENG BANK	44,699	145.30	6,494,764.70	
		HENDERSON LAND DEVELOPMENT	50,946	66.00	3,362,436.00	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	62,500	235.00	14,687,500.00	
		HONGKONG CHINA GAS	211,505	21.55	4,557,932.75	
		HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	81,180	40.50	3,287,790.00	
		HOPEWELL HOLDINGS LIMITED	36,641	34.50	1,264,114.50	
		HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	82,000	11.34	929,880.00	
		HUTCHISON WHAMPOA	124,200	88.15	10,948,230.00	
		HYSAN DEVELOPMENT	36,756	22.10	812,307.60	
		JOHNSON ELECTRIC HLDGS NEW	86,000	3.94	338,840.00	
		KERRY PROPERTIES LTD	37,130	63.60	2,361,468.00	
		KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	34,113	45.00	1,535,085.00	
		LI & FUNG LTD	130,000	29.30	3,809,000.00	
		MELCO INT'L DEVELOP	43,000	12.70	546,100.00	
		MTR CORP	80,747	25.70	2,075,197.90	
		NEW WORLD DEVELOPMENT	140,692	26.70	3,756,476.40	
		ORIENT OVERSEAS INTL LTD	12,900	71.30	919,770.00	
		PCCW LTD	236,608	4.80	1,135,718.40	
		SHANGRI-LA ASIA	67,374	22.25	1,499,071.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	香港ドル	SHUI ON LAND LTD	110,000	9.80	1,078,000.00	
		SHUN TAK HOLDINGS	68,019	10.98	746,848.62	
		SINO LAND	81,523	25.65	2,091,064.95	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	80,159	144.00	11,542,896.00	
		SWIRE PACIFIC A	49,090	95.90	4,707,731.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	64,458	7.76	500,194.08	
		TELEVISION BROADCASTS	17,000	44.15	750,550.00	
		TENCENT HOLDINGS LTD	51,690	55.20	2,853,288.00	
		TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	98,144	10.22	1,003,031.68	
		WHARF HOLDINGS	71,264	39.45	2,811,364.80	
		WING HANG BANK LTD	10,218	94.05	961,002.90	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	33,452	26.75	894,841.00	
	計	銘柄数 :	43		135,782,432.70	
					(1,936,257,490)	
		組入時価比率 :	1.2%		1.2%	
株式	シンガポール ドル	ALLGREEN PROPERTIES	43,112	1.50	64,668.00	
		CAPITALAND LIMITED	90,031	6.80	612,210.80	
		CHARTERED SEMICONDUCTOR	61,000	1.03	62,830.00	
		CITY DEVELOPMENTS	29,405	14.10	414,610.50	
		COMFORTDELGRO CORP LTD	109,551	1.81	198,287.31	
		COSCO CORP SINGAPORE LTD	46,000	6.55	301,300.00	
		DBS HOLDINGS LTD	66,246	19.50	1,291,797.00	
		FRASER & NEAVE LTD	48,500	5.70	276,450.00	
		HAW PAR BROTHERS INT'L	5,928	7.30	43,274.40	
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	7,459	18.60	138,737.40	
		KEPPEL CORP LTD	64,719	12.90	834,875.10	
		KEPPEL LAND LIMITED	20,708	7.85	162,557.80	
		NEPTUNE ORIENT LINES NOL	26,000	4.68	121,680.00	
		NOBLE GROUP LTD	60,000	2.17	130,200.00	
		OLAM INTERNATIONAL LTD	37,000	3.18	117,660.00	
		OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	146,247	8.45	1,235,787.15	
		PARKWAY HLDGSLT	35,839	4.02	144,072.78	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	シンガポール ドル	SEMBCORP INDUSTRIES LIMITED	51,772	5.30	274,391.60	
		SEMBCORP MARINE LTD	48,239	4.32	208,392.48	
		SINGAPORE AIRLINES	30,800	17.90	551,320.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	46,000	13.30	611,800.00	
		SINGAPORE LAND LTD	7,000	8.20	57,400.00	
		SINGAPORE PETROLEUM CO LTD	10,981	7.70	84,553.70	
		SINGAPORE POST LTD	85,613	1.12	95,886.56	
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	88,235	4.48	395,292.80	
		SINGAPORE TECH ENGINEERING	78,001	3.64	283,923.64	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	464,879	3.74	1,738,647.46	
		SMRT CORPORATION LTD	39,517	1.65	65,203.05	
		UNITED OVERSEAS BANK	70,920	19.60	1,390,032.00	
		UOL GROUP LIMITED	30,200	4.74	143,148.00	
		VENTURE MFG (SINGAPORE) LTD	14,000	13.10	183,400.00	
		WING TAI HOLDINGS	27,000	2.73	73,710.00	
		WING TAI HOLDINGS LTD-RTS	2,700	0.60	1,633.50	
	計	銘柄数 :	33		12,309,733.03	
					(944,156,523)	
		組入時価比率 :	0.6%		0.6%	
	合計				162,405,634,274	
					(162,405,634,274)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表（新株予約権証券）

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

平成19年11月19日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	スイスフラン	NOBEL BIOCARE HOLDING AG-WRT	1,376.00	2,944.64	
	計	銘柄数： 1	1,376.00	2,944.64	
				(292,815)	
		組入時価比率： 0.0%		100.0%	
	合計			292,815	
				(292,815)	

（注1）通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表（投資証券）

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

平成19年11月19日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	AMB PROPERTY CORP US	5,814	359,421.48	
		APARTMENT INVT & MGM	5,670	213,702.30	
		AVALONBAY COMMUN	4,607	469,407.23	
		BOSTON PROPRTIE	6,984	671,790.96	
		CAMDEN PROPERTY TRUS	3,287	173,948.04	
		DEVELOPERS DIVERSIFI	7,328	340,092.48	
		DUKE REALTY CORP	8,391	230,752.50	
		EQUITY RESIDENTIAL	17,018	642,599.68	
		FEDERAL REALTY INVES	3,260	268,950.00	
		GEN GROWTH PROP	12,859	627,390.61	
		HCP INC	12,017	390,312.16	
		HOST HOTELS & RESORT	30,498	574,277.34	
		ISTAR FINANCIAL	7,514	216,403.20	
		KIMCO REALTY	13,220	500,244.80	
		LIBERTY PROP	5,386	174,344.82	
		MACERICH CO/THE	4,146	327,368.16	
		PLUM CREEK TIMBER	10,324	446,203.28	
		PROLOGIS	15,043	1,038,418.29	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	PUBLIC STORAGE	7,496	563,624.24	
		REGENCY CENTERS CORP	4,055	273,955.80	
		SIMON PROPERTY	13,021	1,228,010.51	
		SL GREEN REALTY CORP	3,437	369,993.05	
		UDR INC	7,859	170,383.12	
		VORNADO RLTY TST	8,006	776,261.76	
	計	銘柄数： 24	217,240	11,047,855.81	
				(1,226,643,430)	
		組入時価比率： 0.7%		56.3%	
	カナダドル	RIOCAN REAL ESTATE	5,956	126,088.52	
	計	銘柄数： 1	5,956	126,088.52	
				(14,376,613)	
		組入時価比率： 0.0%		0.7%	
	英ポンド	BRITISH LAND CO	30,482	271,137.39	
		BRIXTON PLC	15,809	53,671.55	
		GREAT PORTLAND ESTAT	10,579	53,053.68	
		HAMMERSON	16,979	165,375.46	
		LAND SECURITIES	27,493	403,872.17	
		LIBERTY INTL PLC	14,841	156,720.96	
		SEGRO PLC	25,294	105,602.45	
	計	銘柄数： 7	141,477	1,209,433.66	
				(276,149,987)	
		組入時価比率： 0.2%		12.7%	
	オーストラリアドル	ASCIANO GROUP	31,214	261,885.46	
		CENTRO PROPERTIES	49,062	323,809.20	
		CENTRO RETAIL GROUP	65,797	98,695.50	
		CFS RETAIL PROPERTY	80,608	183,786.24	
		COMMONWEALTH PROPERT	84,643	132,889.51	
		DB RREEF TRUST	168,043	320,962.13	
		GOODMAN GROUP	84,087	534,793.32	
		GPT GROUP	120,017	538,876.33	
		ING INDUSTRIAL	57,927	154,665.09	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	オーストラリアドル	MACQUARIE OFFICE TRU	116,841	176,429.91	
		MIRVAC GROUP	58,896	341,596.80	
		STOCKLAND	81,131	705,839.70	
		WESTFIELD GROUP	102,155	2,084,983.55	
	計	銘柄数： 13	1,100,421	5,859,212.74	
				(584,866,615)	
			組入時価比率： 0.4%		26.8%
ニュージーランドドル	計	KIWI INCOME PROPERTY	40,290	55,600.20	
		銘柄数： 1	40,290	55,600.20	
				(4,697,660)	
			組入時価比率： 0.0%		0.2%
香港ドル	計	LINK REIT	124,948	2,134,111.84	
		銘柄数： 1	124,948	2,134,111.84	
				(30,432,434)	
			組入時価比率： 0.0%		1.4%
シンガポールドル	計	ASCENDAS REAL ES	57,369	133,669.77	
		CAPITACOMMERCIAL TRU	56,000	126,000.00	
		CAPITAMALL TRUST	59,026	191,244.24	
		SUNTEC REIT	58,843	99,444.67	
	銘柄数： 4	231,238	550,358.68		
			(42,212,510)		
			組入時価比率： 0.0%		1.9%
合計			2,179,379,249		
			(2,179,379,249)		

(注1) 通貨種類毎の計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

<コクサイ・ポートフォリオ>

(平成19年12月28日現在)

種類	金額
資産総額	5,735,948,760円
負債総額	4,101,376円
純資産総額( - )	5,731,847,384円
発行済口数	3,838,826,816口
1口当たり純資産額( / )	1.4931円

(参考情報)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の現況

### 純資産額計算書

(平成19年12月28日現在)

種類	金額
資産総額	177,230,470,198円
負債総額	149,718,852円
純資産総額( - )	177,080,751,346円
発行済口数	117,330,284,712口
1口当たり純資産額( / )	1.5093円



## 第5【設定及び解約の実績】

下記決算期間中の設定および解約の実績は次のとおりです。

<コクサイ・ポートフォリオ>

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	9,515,311,239	6,747,260,349
2期	1,451,213,976	1,542,790,148
3期	1,516,871,981	1,752,913,399
4期	112,934,301	780,854,279
5期	145,723,366	231,648,946
6期	1,781,267,920	1,263,210,774
7期	89,720,388	108,792,492
8期	258,052,782	1,831,016,967
9期	612,010,212	182,692,791
10期	7,533,300,757	6,743,010,863

(注1) 本邦外における販売および解約はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

© 2008 Morgan Stanley

# Morgan Stanley

[www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

MC-011-080219